

# 石岡市文化財保存活用地域計画

令和5年12月  
石岡市教育委員会



# 目次

序章 石岡市文化財保存活用地域計画作成の目的と位置付け	1
第1節 地域計画作成の背景と目的	1
第2節 地域計画の位置付け	2
第3節 計画期間	10
第4節 地域計画の進捗管理と自己評価の方法	10
第5節 協議会等の経過	11
第6節 文化財の定義	14
第1章 石岡市の概要	16
第1節 社会的状況	16
(1) 位置	16
(2) 人口動態	17
(3) 産業	19
(4) 土地利用	23
(5) 交通	24
第2節 石岡市の自然的・地理的環境	26
(1) 気候	26
(2) 地形・地質	26
(3) 生物	30
(4) 景観	34
第3節 歴史的背景	37
(1) 旧石器・縄文時代	37
(2) 弥生時代	37
(3) 古墳時代	38
(4) 奈良・平安時代	39
(5) 鎌倉時代	41
(6) 南北朝・室町時代	42
(7) 安土桃山時代	43
(8) 江戸時代	44
(9) 明治・大正・昭和（20年まで）時代	49
(10) 昭和（20年以降）・平成・令和時代	53
第2章 石岡市の文化財の概要と特徴	54
第1節 指定等文化財の概要と特徴	55
(1) 国指定文化財	55

(2)	県指定文化財	57
(3)	市指定文化財	60
(4)	国登録有形文化財	67
第2節	埋蔵文化財包蔵地の状況	68
第3節	独自の基準に基づいて選定された文化財の概要	69
(1)	景観重要建造物	69
(2)	重要里地里山	70
(3)	にほんの里100選	70
第4節	未指定文化財の概要と特徴	70
(1)	有形文化財	70
(2)	民俗文化財	71
(3)	記念物	71
(4)	文化的景観	71
(5)	埋蔵文化財	71
(6)	地域の文化財	71
第3章	石岡市の歴史文化の特徴	73
第4章	石岡市の文化財の保存・活用に関する将来像と基本的な方向性	75
第1節	石岡市の文化財の保存・活用に向けた将来像	75
第2節	石岡市の文化財の保存・活用に向けた方向性	75
第5章	石岡市の文化財の保存・活用に関する現状・課題と方針及び措置	77
第1節	石岡市の文化財の保存・活用に関する現状と課題	77
(1)	基本方針1 石岡の歴史文化を守り、価値を高め、未来に受け継ぐ	78
(2)	基本方針2 石岡の歴史文化を活かし、魅力あふれた地域づくり	87
(3)	基本方針3 石岡の歴史文化の保存・活用を支える仕組みづくり	89
第2節	石岡市の文化財の保存・活用に関する方針	92
(1)	基本方針1 石岡の歴史文化を守り、価値を高め、未来に受け継ぐ	92
(2)	基本方針2 石岡の歴史文化を活かし、魅力あふれた地域づくり	93
(3)	基本方針3 石岡の歴史文化の保存・活用を支える仕組みづくり	94
第3節	石岡市の文化財の保存・活用に関する措置	95
(1)	基本方針1 石岡の歴史文化を守り、価値を高め、未来に受け継ぐにかかる措置	95
(2)	基本方針2 石岡の歴史文化を活かし、魅力あふれた地域づくりにかかる措置	97
(3)	基本方針3 石岡の歴史文化の保存・活用を支える仕組みづくりにかかる措置	99

第6章 文化財の一体的・総合的な保存・活用 .....	102
第1節 関連文化財群の設定 .....	102
(1) 関連文化財群の設定目的 .....	102
(2) 関連文化財群の考え方 .....	102
(3) 関連文化財群 .....	102
第2節 文化財保存活用区域の設定 .....	146
(1) 文化財保存活用区域の設定目的 .....	146
(2) 文化財保存活用区域の考え方 .....	146
(3) 文化財保存活用区域 .....	147
第7章 石岡市の文化財の防災・防犯 .....	158
第1節 石岡市の文化財の防災・防犯に関する現状と課題 .....	158
(1) 地震 .....	158
(2) 風水害（台風、洪水、土砂災害） .....	161
(3) 火災 .....	164
(4) 防犯 .....	166
第2節 石岡市の文化財の防災・防犯に関する方針 .....	167
(1) 地震の方針 .....	167
(2) 風水害（台風、洪水、土砂災害）の方針 .....	167
(3) 火災の方針 .....	167
(4) 防犯の方針 .....	168
第3節 石岡市の文化財の防災・防犯に関する措置 .....	168
第4節 石岡市の文化財の防災・防犯の推進体制と体制整備の方針 .....	169
第8章 文化財の保存・活用の推進体制 .....	170
第1節 石岡市の文化財の保存・活用の推進体制と役割 .....	170
(1) 市民 .....	170
(2) 行政 .....	171
(3) 企業・団体 .....	173
(4) 教育研究機関 .....	174
参考文献等 .....	176
付属資料 未指定文化財一覧 .....	178

## 序章 石岡市文化財保存活用地域計画作成の目的と位置付け

### 第1節 地域計画作成の背景と目的

近年、日本社会全体で少子高齢化や人口減少が進行し、文化財を取り巻く環境にも影響を及ぼしています。

石岡市（以下、「本市」という。）においても人口減少が進行していて、全国的な動向よりも早い平成7（1995）年から減少に転じています。さらに、日本創成会議が発表した資料では、「消滅可能性都市<sup>1)</sup>」に該当している等、本市の人口は急速に減少していくことが予測されています。このような社会変化は、先人たちが残した文化の継承を困難にしています。特に、文化財の所有者・担い手の高齢化による文化財の滅失や散逸等は深刻です。本市においても、祭礼や行事の担い手が不足したり、空き家になった古民家が増加したりしています。また、文化財を保存・活用する人材が不足すると、文化財が被災した際、適切な初動対応をとることが難しくなります。被災後の応急処置が遅れると、文化財に深刻な損害が生じます。

地域を振興させ、本市の文化財を将来にわたって受け継いでいくためには、市民一人一人がどのような文化財があるのか把握し、それらの文化財の良さを知ることが効果的と考えられます。

未指定を含めた文化財をまちづくりにいかしつつ、滅失や散逸等の防止に取り組みながら継承していくためには、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進力の強化が必要とされます。そのため、平成30（2018）年に文化財保護法が改正され、平成31（2019）年4月に施行されました。この改正に基づき、茨城県は令和2（2020）年5月に「茨城県文化財保存活用大綱」を策定しました。この大綱において、文化財継承の担い手を確保し、社会全体で支えていく体制づくりや取組が円滑に進むよう、文化財の保存・活用の基本的な考え方や方針が示されました。

本市は常陸国の中心として国府がおかれ、政治・文化・経済の中心地として栄えてきた歴史や、筑波山をはじめとした自然は地域固有の魅力であり、次代に引き継いでいくことは現代に生きる人たちの責務です。

現在、本市が推進しているこれらの文化財の保存・活用にかかる取組の一つに、様々な自然や歴史等の地域の資源をいかした観光の振興があります。「いしおかファンクラブ<sup>2)</sup>」では、本市のファンを獲得するためにおもてなしの強化に取り組んでいるほか、観光情報の積極的な発信を行っています。本市では、地域経済を活性化するため、外国人観光客の誘致にも積極的に取り組んでおり、インバウンド観光の整備として外国人観光客向けのパンフレ

---

<sup>1)</sup> 平成22（2010）年～令和22（2040）年にかけて、20～39歳の若年女性人口が5割以下に減少する市区町村のこと。

<sup>2)</sup> 石岡市に遊びに来ていただいた市外・県外のお客様に対して、石岡の魅力を伝え、おもてなしをすることで、石岡のファンを増やしていく取組のこと。ファンクラブに入会すると会員カードが発行され、市内協賛店等で各種優待サービス等を受けることができる。

ット作成等を行っています。今後は、特産品を活かした魅力向上、周辺自治体と連携した周遊観光にも取り組み、観光客の増加や地域住民の市に対する誇りの醸成ができるまちを目指していきます。

保存・活用事業としてこのほかに、石岡ならではの街並みである看板建築<sup>3)</sup>と里山風景の保全が挙げられます。石岡地域の看板建築が残る通りは、以前はアーケードが設置されていた看板建築が隠されていましたが、現在は撤去され、昭和の建造物群が立ち並ぶ景観へと大きく変化しました。八郷地域では、茅葺き屋根が点在する里山の景観が「にほんの里100選」に選定されています。以上のような景観に対し、保全事業として筑波大学による看板建築の実測調査や把握調査が実施されています。また、「石岡市住民参加型まちづくりファンド支援事業基金」を設置して修景事業に対する助成を行っています。これまで基金により、古民家の茅葺き屋根の葺き替え事業や看板建築の屋根や外壁の修理事業等が行われました。以上のような景観保護の取組により、まちのにぎわいや観光客の増加が見込まれています。一方で、本市の特産品である杉線香は、原材料の確保難等により持続的に生産していくことが厳しい状況にあります。また、祭り等の無形の民俗文化財に係る衣類の洗濯、新調、補修に費用が発生することから、保存会に大きな負担がかかっている現状があります。

以上のとおり、保存が図られている一方で受け継いでいくことが困難になりつつある文化財があることから、文化財を総合的に保存・活用していくことは本市の課題として挙げられます。今後は、文化財を取り巻く環境への対応を図り、文化の伝承と地域の資源をいかした総合的なまちづくりに取り組んでいくことが求められます。

本市では、「石岡市文化財マスタープラン」を平成15(2003)年度に策定、平成21(2009)年度に改定し、文化財の保存・活用に取り組んでいるところです。今後も歴史文化をとおして市民に本市への愛着を持ってもらい、地域活性化や地域の資源を活用したまちづくりを推進していくことを目的として「石岡市文化財マスタープラン」をベースにした「石岡市文化財保存活用地域計画」(以下、「本計画」という。)を作成します。

## 第2節 地域計画の位置付け

本計画は、文化財保護法(昭和25(1950)年5月30日法律第214号 最終改正:令和3(2021)年4月23日法律第22号)第183条の3の規定に基づき作成するもので、本市における文化財の保存・活用に関する事業を推進するため、その方針や実施事業を定めるものです。文化財を保存・活用していく上での指針となり、今後、行政と市民が協働しながらまちづくりにあたることで将来像の実現につながります。

本計画は、茨城県文化財保存活用大綱を勘案しながら本市の最上位計画である「石岡市総合計画基本構想」と、そのアクションプラン(行動計画)である「石岡市総合計画第1期基

---

<sup>3)</sup> 通りに面した前面に西洋建築風のデザインが施された木造2階建ての店舗併用住宅で、壁面がモルタルやタイルで仕上げられた建築物のこと。関東大震災後に東京近辺で造られるようになり、復興に携わった大工の出身地を中心に全国に広がっていった。

本計画」に即して定めるものです。

なお、作成にあたっては関連計画等との連携や整合性を図ることとします。

### 石岡市総合計画基本構想<令和4（2022）年3月策定、計画期間：令和4（2022）年度～令和13（2031）年度>

本市の最上位計画であり、自治体経営の基本的な指針となる計画です。将来像を「誰もが輝く未来へ 共に創る石岡市」と設定し、基本理念を「安全・安心」、「魅力・発信」、「対話・学び」と掲げました。本計画と関連する政策目標「2 歴史・観光」では、本市の文化財を保存するだけでなく、その魅力を更に探求し、文化資源として教育・観光にいかしていくとの方針を定めました。また、優れた景観資源をいかした地域特有の景観づくりや、自然環境をいかしたスポーツの観光活用を推進し、多くの人が交流できるまちづくりを目指すとしています。

### 石岡市総合計画第1期基本計画<令和4（2022）年3月策定、計画期間：令和4（2022）年度～令和5（2023）年度>

基本計画は、基本構想実現のための施策の展開方向や成果指標、主な活動を分野別に示した、市長任期と連動した実行性の高い計画です。本計画と関連する政策目標としては、「2 歴史・観光」が挙げられます。基本施策に「歴史・文化財の保存・活用」、「景観の保全と価値向上」、「観光の振興」、「魅力の活用・創出」等を掲げ、将来像の実現に努めるとしています。主要な取組として、発掘調査、文化財の保存、文化財の普及、文化財の活用事業、筑波山ジオパーク推進事業、歴史探訪事業等を実施していくとしています。

### 石岡市都市計画マスタープラン<平成29（2017）年3月策定、計画期間：平成29（2017）年度～平成48（2036）年度>

石岡市都市計画マスタープランは、都市計画に関わる基本的な方針を定める計画です。都市づくりの理念に「交流・連携するまち」、「地域の個性を活かし、快適に暮らすことができるまち」、「自然環境や歴史資源を守り、育てるまち」、「環境の「質」を高めるまち」を掲げています。本市の将来都市像を「自然・歴史が息づくコンパクトシティいしおか」と設定し、その下に都市づくりの基本目標四つを挙げました。

「地区別構想」では地区ごとの将来像や土地利用等の整備方針を定め、きめ細やかなまちづくりを推進していくために「実現化方策」を示しています。

歴史・文化に関わる項目は、以下のとおりに方針を定めています。

土地利用の 配置方針	<中心市街地地区> ・石岡地域中心市街地は、居住・商業機能や歴史資源等がバランス良く配置された活力ある中心市街地を形成 <歴史・自然景観形成地区>
---------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的な建造物の保全・活用による、良好なまち並み景観の形成</li> <li>・特定用途制限地域及び景観形成地区に指定されている区域は、制限に基づく建築物の誘導により、良好な田園空間や集落の景観を保全・形成</li> </ul>
公園・緑地等や景観形成、都市環境の方針	<p>&lt;景観形成&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然・歴史等の特性をいかした景観形成</li> <li>・良好な景観形成に向けたルールづくり</li> </ul> <p>&lt;観光&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の多様な観光資源の活用と周遊の促進</li> </ul>

**石岡市中心市街地活性化基本計画<令和3（2021）年3月策定、計画期間：令和3（2021）年度～令和7（2025）年度>**

観光振興や地域交流の観点からの広域連携・官民連携によるまちづくりが求められていることから、中心市街地活性化の基本的な方向性を示すため策定されました。

基本方針を「1. 生活支援機能が享受でき、快適で安心して暮らせるまちづくり」、「2. 個性的な商業の活性化に加え、歴史的資源を活かした、様々な人々が行き交い賑わうまちづくり」と掲げ、その下に事業を展開しています。中心市街地活性化の目標のうち、「2. 資源活用（石岡だから（宝））の実現」のため、石岡オリジナルの事業・イベントの実現、地域資源の活用（町家の修景化・店舗化等）で中心市街地の活性化に取り組みました。

実施する事業のうち、「歴史・文化を活かした「まちなか観光」の推進」では、石岡市立ふるさと歴史館（以下、「ふるさと歴史館」という。）との連携や歴史散策ツアーの実施等の中心市街地における観光資源の確立や魅力アップに取り組むことで、来街者・交流人口の増加を目指しています。

**まち・ひと・しごと創生石岡市総合戦略<令和2（2020）年3月策定、計画期間：令和2（2020）年度～令和6（2024）年度>**

本市の活力維持を図る上で地方創生に向けた取組を実施し、豊かで活力のあるまちづくりに向けて策定された計画です。基本目標を「市の強みを活かした安定した雇用の創出」、「市の魅力を活かした新しい人の流れをつくる」、「若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、安心して心豊かな暮らしを守る」とし、その下に講ずべき施策と数値目標を設定して実効性のある取組を進めています。

計画内において、全国に発信できる石岡市の魅力を市民が実感できる「地域の魅力再発見」イベントの開催、小中学校における校外学習等への取り込みや瓦塚窯跡・舟塚山古墳周辺の整備を進めることで、地域資源をいかしたふるさと愛の醸成に努めることとしています。

## 石岡市景観計画<平成 24 (2012) 年 11 月策定>

本市の良好な景観を形成するため、一定規模の建造物の建築や開発行為を届出対象行為として定めています。また、石岡らしい景観を創出できるよう景観形成基準を定めるほか、地域の良好な景観を形成する上で重要な建造物と樹木を、それぞれ景観重要建造物、景観重要樹木に指定し、その維持、保全及び継承を図っています。

本市では、景観形成基本方針を「景観資源をつなぐ骨格をいかした景観づくり」、「自然、歴史・文化それぞれの資源を活用した地域の景観づくり」、「協働による景観づくりへの取り組みの推進」と設定し、景観づくりに取り組んでいます。特に良好な景観資源がある地区を「先導的な景観形成地区」に指定し、景観特性と目標を以下のとおり定めています。

対象地区	景観特性と目標
朝日地区 (菖蒲沢地区周辺の里山の景観)	緑豊かな地域の文化を反映した里山景観が保全されており、歴史的資源の保存と活用による活気ある集落景観を目指します。
フルーツライン沿線等地区 (朝日トンネル方面から訪れる際のまちの顔となる地域)	周辺地域の良好な里山景観へと続く田園と樹林地による緑を保全することで、里山景観の保全を目指します。

## 第 2 次石岡市観光振興計画<平成 31 (2019) 年 3 月策定、計画期間：令和元 (2019) 年度～令和 10 (2028) 年度>

観光を振興するとともに、地域経済の活性化につなげるために策定した計画です。将来像を「市民とともに作る常陸国の歴史・里山を体感できるまち いしおか」と設定しました。基本理念を「常世の国との出会いを通して、訪れる人々に喜びと感動と満足を提供する」と掲げ、「魅力ある観光地域づくり」、「戦略的な情報発信」、「周遊観光の推進」、「持続可能な観光産業の育成」という四つの基本方針の下、市民とともに「常世の国」と称された本市の地域振興を目指した施策を展開しています。

## 石岡市文化芸術推進基本計画<令和 2 (2020) 年 3 月策定、計画期間：令和元 (2019) 年度～令和 5 (2023) 年度>

市民の自主的な文化芸術活動の活性化を目的に、その実現に向け、本市の文化芸術振興に関する施策を計画的かつ総合的に推進するため策定した計画です。本市の文化芸術における現状と課題を踏まえた上で、基本方針を「伝承と創造で未来につなぐ 伝える人と受け継ぐ人 創る人と観る人 そして新たな出会いのなかで」と決めました。四つの基本目標を「集う」、「発信する」、「支える」、「育む」と設定し、達成するための具体的な取組を記載しています。施策では、文化財をいかしたイベントの検討や実施をしています。

**石岡市りんりんタウン構想<平成 31（2019）年 3 月策定、計画期間：令和元（2019）年度～令和 10（2028）年度>**

自転車の利用を促進し、地域資源の活用やまちづくりにいかすために策定した計画です。「観光振興における自転車活用の推進」という基本目標が掲げられ、地域資源を回遊できるようなサイクリング環境の創出、近隣市等との広域連携を考慮したレンタサイクル活用の推進、サイクリングイベント等による自転車利用の啓発活動の推進を行うとしています。

基本目標の具現化に向けて、以下のとおりリーディングプロジェクト（重点事業）に取り組んでいます。

①路線バス等との連携
②自転車ネットワーク計画の推進
③サイクルラックの拡大・普及
④民間企業との連携によるウェルネス講座等
⑤サイクルクラブの設立運営の支援及び広報啓発
⑥安全教育の実施
⑦公共施設等における駐輪場の整備
⑧公共施設等への自転車配備による危機管理体制の強化
⑨付加価値をつけたサイクリングコースの設定
⑩筑波山麓の広域連携、霞ヶ浦湖岸の広域連携
⑪サイクルフェス、ツーリングイベント等の市単独開催

**石岡市教育大綱<令和 4（2022）年 3 月策定、計画期間：令和 4（2022）年度～令和 5（2023）年度>**

石岡市教育大綱は、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を推進するため、その目標や基本施策を定めた計画です。基本目標を「ふるさとに学び 夢にはばたく輝くひとづくりのまち」と掲げ、その下に七つの基本施策「Ⅰ創意ある学校教育の推進」、「Ⅱ学校施設の整備・充実」、「Ⅲ生涯学習の推進」、「Ⅳ生涯スポーツの推進」、「Ⅴ文化・芸術の推進」、「Ⅵ青少年の健全育成」、「Ⅶ歴史・文化財の保護・活用」を設定しています。

**石岡市教育推進計画<令和 4（2022）年 3 月策定、計画期間：令和 4（2022）年度～令和 5（2023）年度>**

石岡市教育推進計画は、「石岡市教育大綱」に示した七つの基本施策を具体的かつ計画的に実施していくために策定したもので、基本施策ごとにより詳細な実施事業を設定しています。学校教育におけるタブレット端末等の ICT 機器の活用推進や郷土を学ぶ「ふるさと学習」の推進、社会教育における市民の学習ニーズに対応する「まちづくり出前講座」の推進や公民館講座の開催、歴史・文化財の保存・活用と歴史・文化財をいかしたまちづくりの

推進を掲げています。

### **石岡市国土強靱化地域計画〈令和3（2021）年3月策定、令和3（2021）年度～令和7（2025）年度〉**

大規模自然災害等から市民の生命と財産を守り、地域への致命的な被害を回避し、速やかな復旧復興に資する施策を計画的に推進するために策定した計画です。基本目標として、「1.人命の保護が最大限図られること」、「2.市域の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること」、「3.市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」、「4.迅速な復旧復興」が設定されています。計画内において、事前に備えるべき八つの目標と、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定し、災害に備えています。リスクシナリオ8-4では、「貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失」が想定されていることから、本計画において、対策を記載することが求められます。

### **いしおかスタイル（石岡市環境基本計画）〈令和4（2022）年3月改定、令和4（2022）年度～令和13（2031）年度〉 ※石岡市地域気候変動適応計画を含む**

本市の環境に関連する施策について、市民・事業所・行政が協力して取り組むべき課題を抽出して整理し、それぞれが責務を果たすための役割と良好な環境の保全と創造に関する取組の方向を示し、行動の指針とするために策定した計画です。基本目標を「歴史のある都市、田園、里山が調和する魅力的なまち」とし、施策の柱を「1豊かな自然・歴史・文化を未来へつなぐまち」、「2快適な生活環境をみんなで守るまち」、「3循環型社会を構築し、脱炭素や気候変動に適応するまち」と決めました。歴史・文化に関する施策として、「1-2 歴史的・文化的環境の保全」が掲げられ、関連事項を「歴史・文化遺産の保護・保全」、「景観の保全」、リーディングプロジェクトを「1豊かな自然・歴史・文化を未来へつなごう」としています。

### **石岡市地域防災計画〈令和4（2022）年3月改定〉**

本市における災害予防、災害発生時の応急対策及び災害復旧を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害による被害の軽減を図ることを目的として策定した計画です。

計画内において、文化財被災予防措置や文化財保護対策等の初動対応や被災後の応急復旧・事後処理が記載されていて、文化財への被害を抑える対策や取組がなされています。

### **石岡市文化財マスタープラン〈平成21（2009）年3月策定〉**

本市において、文化財の保護・保存及び活用を図っていくことは重要な課題であることから、自然・歴史を守りながらまちづくりを進めていくために策定した計画です。

市全域を8地区に区分し、地域ごとの特性にあわせた土地利用の方針を定め、基本理念を「歴史遺産を後世につなぐまちづくり」と設定し、その下に基本目標「文化財・伝統文化が保存継承されるまち」、「文化資源に囲まれたまち」を掲げました。また、文化財の保護・保存及び活用を図っていくため、三つの基本方針「石岡の歴史文化の究明を図る」、「後世に伝える仕組みをつくる」、「歴史の里を感じるまちをつくる」を示し、方針に基づいた事業を実施することとしています。

なお、本計画では、石岡市文化財マスタープランを基にして計画を作成しています。

### 特別史跡常陸国分寺跡保存活用計画<令和2(2020)年3月策定>

特別史跡常陸国分寺跡を未来にわたって確実に保存し、有効活用を図っていくための方策を定めた計画です。史跡の価値を確認し、様々な課題を整理することで、適切な保存管理を推進するための方策と現状変更等の具体的な取扱い基準を定めました。また、史跡を広く活用するための活用・整備に関する基本方針を示しています。

史跡の主要な価値、計画の大綱は以下のとおりに定めています。

指定地（I地区）の主要な価値	①常陸国分寺跡の伽藍がよく残り、「金光明四天王護国之寺」として護国を司る国家仏教の拠点が理解できる。
	②西側回廊には礎石が残存しており、奈良・平安時代の様子を現在に伝えている。また、発掘調査の結果、主要伽藍を構成する施設を確認した。
	③現国分寺の東側住宅地においても主要伽藍の可能性が高い遺構を確認した。
	④常陸国分寺の中世以降の様子が確認できる。
	⑤常陸国分寺の立地場所選定のあり方を示す。
	⑥過去の調査の結果、瓦溜りが確認されており、出土した瓦の文様から常陸国分寺の維持管理の様子が分かる。
大綱	(1) 古代伽藍の遺構保存と、現国分寺の継承との調整
	(2) 古代常陸国の調査研究の推進と、常陸国分寺跡の追加指定
	(3) 常陸国分寺跡の価値を伝える活用と整備の推進
	(4) 管理運営体制の構築
	(5) 各地の国分寺・国府関連遺跡を有する自治体と連携し、常陸国分寺跡の保存・活用を促進する。

### 茨城県文化財保存活用大綱<令和2(2020)年5月策定>

文化財保存活用地域計画や個別文化財の保存活用計画を作成・推進する際の基本的な考え方や留意事項等について、茨城県の指針を示すものとして策定した計画です。目指すべき将来像（基本テーマ）を「豊かで魅力あふれる“茨城”へ ～みんなで地域の文化財を守り、

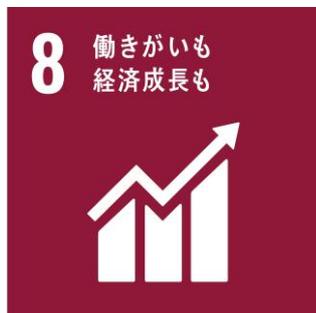
活かし、伝えよう～」とし、取り組むべき三つの基本方針を「基本方針1 文化財の適切な保存・活用と次世代への継承」、「基本方針2 文化財を活かした本県の魅力向上と地域づくりの推進」、「基本方針3 文化財の保存・活用の推進体制の整備」と定めています。

## SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)

SDGs とは、国連持続可能な開発サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)と169のターゲット(取組・手段)が設定されています。

本市の最上位計画である「石岡市総合計画基本構想」、「石岡市総合計画第1期基本計画」では、SDGsの視点を取り入れ、その中でも特に力点を置く分野を定め、市民と行政、市民と市民、多様な主体がつながり合うことで、ともに魅力を育み、輝き合い、まちづくりを行っていくことを、全ての政策・施策に共通したテーマとして掲げています。

文化財の保存・活用は、SDGsの17のゴールうちの一つである「住み続けられるまちづくりを」(持続可能な都市)のうち、ターゲット4の「世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する」と関連しています。本計画では、特に力点を置くテーマとして「11 住み続けられるまちづくりを」、関連するテーマとして「4 質の高い教育をみんなに」、「8 働きがいも経済成長も」、「12 つくる責任つかう責任」、「17 パートナリーシップで目標を達成しよう」を掲げます。



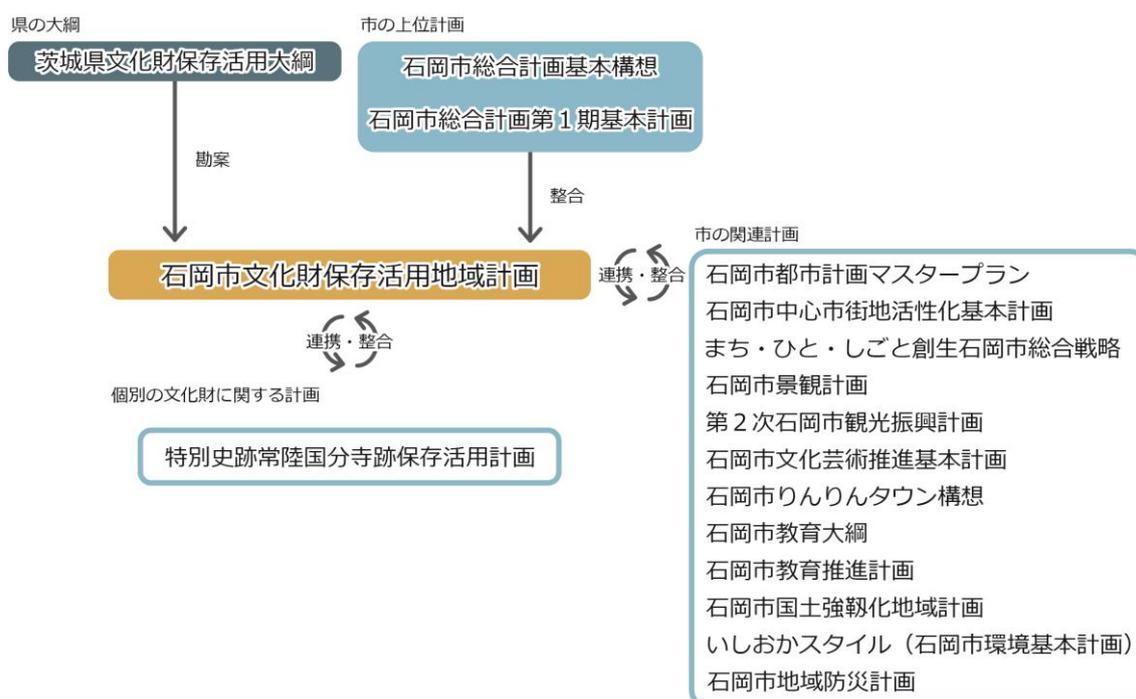


図1 石岡市文化財保存活用地域計画と関連計画関係図

### 第3節 計画期間

本計画の計画期間は、市の最上位計画である「石岡市総合計画基本構想」との整合性を図るため、令和5（2023）年度～令和14（2032）年度までの10年間とします。

### 第4節 地域計画の進捗管理と自己評価の方法

本計画認定後は、「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（評価）」、「Act（改善）」を繰り返すPDCAサイクルで進捗管理を行います。

施策については、年度ごとに進捗管理と自己評価を行います。施策の進捗状況にずれが生じていた場合は、内容によっては見直しを行い、次年度の計画に反映させて改善を続けます。

計画については、前期計画を令和5（2023）年度から令和7（2025）年度まで、中期計画は令和8（2026）年度から令和11（2029）年度とします。3年目の令和7（2025）年度と7年目の令和11（2029）年度に自己評価・中間評価を行い、評価結果をそれぞれ中期計画、後期計画に反映させます。後期計画は令和12（2030）年度から令和14（2032）年度までとします。最終年度の令和14（2032）年度には自己評価を行い、評価結果を次期計画に反映させて計画を修正します。なお、自己評価にあたっては、本計画作成時に設置した「石岡市文化財保存活用地域計画協議会」（以下、「協議会」という。）に諮ることとします。

計画の変更を行う場合は、軽微な変更（計画期間の変更、市内の文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更、地域計画の実施に支障があるおそれのある変更以外の変更）を除き、

文化庁長官の変更の認定を受けることとします。軽微な変更を行った場合は、当該変更の内容について、茨城県及び文化庁へ情報提供します。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
石岡市総合計画 基本構想	計画期間：令和4年度～13年度										
石岡市文化財保存活用 地域計画			自己評価・中間評価 中期計画の更新・修正				自己評価・中間評価 後期計画の更新・修正			自己評価 次期計画の更新・修正	
		前期計画			中期計画			後期計画			

図2 進捗・計画評価のスケジュール

## 第5節 協議会等の経過

本計画の作成にあたっては、文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体の代表者、観光関係団体の代表者、市職員、県職員、その他教育委員会が必要と認める者で構成される協議会を文化財保護法第183条9に基づいて設置し、審議・検討、意見聴取を行いました。また、随時石岡市文化財保護審議会に進捗を報告し、意見を聴取するとともに、パブリックコメントを実施して広く市民から意見を受けました。

表1 協議会開催の経過

協議会	開催日時	検討内容
第1回	令和3（2021）年 11月18日（木）	1. 石岡市文化財保存活用地域計画の趣旨及び作成方針について 2. 石岡市文化財保存活用地域計画の章立てについて 3. 石岡市文化財保存活用地域計画の作成スケジュールについて
第2回	令和4（2022）年 3月23日（水）	1. 文化財の調査について（中間報告） 2. アンケート調査について 3. ワークショップについて 4. 石岡市文化財保存活用地域計画序章～第3章の検討
第3回	令和4（2022）年 7月1日（金）	1. 地域計画作成スケジュールについて 2. 序章～第3章の再検討 3. 文化財の調査について（中間報告） 4. 第4章～第5章の検討
第4回	令和4（2022）年 11月25日（金）	1. 地域計画作成スケジュールについて 2. 第4章～第5章の再検討

		3. 第6章の検討
第5回	令和5（2023）年 3月28日（火）	1. 地域計画作成スケジュールについて 2. 序章～第6章の再検討 3. 第7章～第8章の検討
第6回	令和5（2023）年 8月8日（火）	1. パブリックコメントの実施結果について 2. 地域計画について（意見聴取）

表2 石岡市文化財保存活用地域計画協議会 委員一覧

選出区分	氏名	所属等
文化財の所有者	山内孝明	登録有形文化財府中菅主屋ほか6棟
学識経験者	川井正一	石岡市文化財保護審議会議長（日本考古学）
学識経験者	中根正人	筑波技術大学総務課主任（日本中世史）
学識経験者	笹目礼子	茨城県立歴史館史料学芸部歴史資料課 （日本近世史）
学識経験者	飯塚信久	石岡市文化財保護審議会（日本民俗学）
学識経験者	藤川昌樹	筑波大学システム情報系社会工学域教授 （日本建築史）
学識経験者	黒澤彰哉	石岡市文化財保護審議会副会長 （日本考古学・仏教美術）
学識経験者	安藤邦廣	筑波大学名誉教授（建築・茅葺民家）
商工関係団体	萩原節夫	石岡商工会議所役員
商工関係団体	菊地清	八郷商工会長
観光関係団体	木下明男	石岡市観光協会会長
その他必要と認める者	一毛芳昭	石岡囃子連合保存会
その他必要と認める者	新田穂高	やさと茅葺き屋根保存会
その他必要と認める者	小林文男	やさと巨樹の会
その他必要と認める者	矢野徳也	筑波山地域ジオパーク推進協議会教育・学術部会員
その他必要と認める者	平井純子	石岡市歴史ボランティアの会長
県職員	田崎俊一	茨城県教育庁総務企画部文化課長 （令和4（2022）年3月31日まで）
県職員	宮崎薫	茨城県教育庁総務企画部文化課長 （令和4（2022）年4月1日より）

市職員	木村和江	石岡市教育研究会ふるさと学習部会 (令和4(2022)年3月31日まで)
市職員	遠藤勝彦	石岡市教育研究会ふるさと学習部会 (令和4(2022)年4月1日より令和5(2023)年3月31日まで)
市職員	舟橋理	石岡市教育研究会ふるさと学習部会 (令和5(2023)年4月1日より)
市職員	瀬尾正幸	都市建設部参事兼都市計画課長 (令和5(2023)年3月31日まで)
市職員	幕内慎一	都市建設部都市計画課長 (令和5(2023)年4月1日より)
市職員	萩原正晴	経済部観光課長(令和4(2022)年3月31日まで)
市職員	塚本和彦	産業戦略部商工観光課長 (令和4(2022)年4月1日より令和5(2023)年3月31日まで)
市職員	櫻井信康	産業戦略部商工観光課長 (令和5(2023)年4月1日より)

表3 石岡市文化財保護審議会の意見聴取の経過

開催日時	検討内容
令和4(2022)年 11月1日(火)	石岡市文化財保存活用地域計画序章～第5章の検討
令和5(2023)年 7月4日(火)	石岡市文化財保存活用地域計画の検討

表4 石岡市文化財保護審議会 委員一覧

役職	氏名	所属等
	飯塚信久	元茨城県立歴史館(日本民俗学)
	小幡和男	茨城県霞ヶ浦環境科学センター(天然記念物)
会長	川井正一	元茨城県教育財団(日本考古学)
	川崎純徳	茨城県考古学協会顧問(史跡)
副会長	黒澤彰哉	元茨城県立歴史館(日本考古学・仏教美術)
	宮澤正純	元茨城県立歴史館(日本近世史)
	三輪均	元吉生小学校(歴史一般)

表5 パブリックコメントの実施経過

実施期間	意見数
令和5（2023）年 7月11日（火）～7月31日（月）	2件

## 第6節 文化財の定義

文化財保護法では、第2条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の六つの類型が文化財として定義されているほか、土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）や、文化財の保存に欠くことのできない伝統的な技術（保存技術）も記載されています。本計画においては、これらの文化財保護法に基づく文化財に加え、方言・伝説等の「地域の文化財」も含めて「文化財」と定義します。

文化財保護法や県・市条例に基づき指定等の措置がとられている文化財（指定等文化財）は、行政による保護措置等が図られてきましたが、未指定文化財については、消失が進んでいます。指定等文化財は、本市の文化財のごくわずかな部分でしかありません。本計画では、指定等文化財と地域の歴史文化を伝え、身近な存在である未指定文化財を総合的に捉えて、それらを「文化財」と定義し、保存・活用を推進します。

# 文化財

文化財保護法に基づく文化財

文化財保護法第2条に規定される文化財

有形文化財

無形文化財

民俗文化財

記念物

文化的景観

伝統的建造物群

埋蔵文化財

文化財の保存技術



地域の文化財

伝説・昔話

図3 本計画で取り扱う文化財

# 第1章 石岡市の概要

## 第1節 社会的状況

### (1) 位置

本市は茨城県のほぼ中央に位置し、東京都心から北東へ約70kmの距離にあります。市域は東西約21km、南北約22kmで、面積は215.53km<sup>2</sup>で、本市の大半は、関東平野特有の平坦な地形で構成されています。西部から北部にかけて筑波山系が連なり、筑波山系から南部の市街地にかけてなだらかな丘陵地が広がる、変化に富んだ地形を形成しています。南東部には、茨城県の面積の約3.5%を占めている、日本で2番目の面積を誇る湖である広大な霞ヶ浦が広がり、そこに恋瀬川、園部川が注いでいます(図19 山岳・河川位置図を参照)。

明治22(1889)年の市制・町村制施行前、現在の市域は66集落に分かれていましたが、施行に伴い3町9村となりました。昭和29(1954)年から30(1955)年にかけて、当時の石岡町が高浜町・三村・関川村を編入して旧石岡市となり、柿岡町・小幡村・葦穂村・恋瀬村・瓦会村・園部村・林村・小桜村が合併して旧八郷町が成立しました。平成17(2005)年に旧石岡市と旧八郷町が合併して今の石岡市が誕生しました。

本計画では、旧石岡市域を石岡地域、旧八郷町域を八郷地域とし、合併時の旧中学校区を基本に、石岡地区、府中地区、国府地区、城南地区、園部地区、有明地区、柿岡地区、八郷南地区の8地区に区分します。

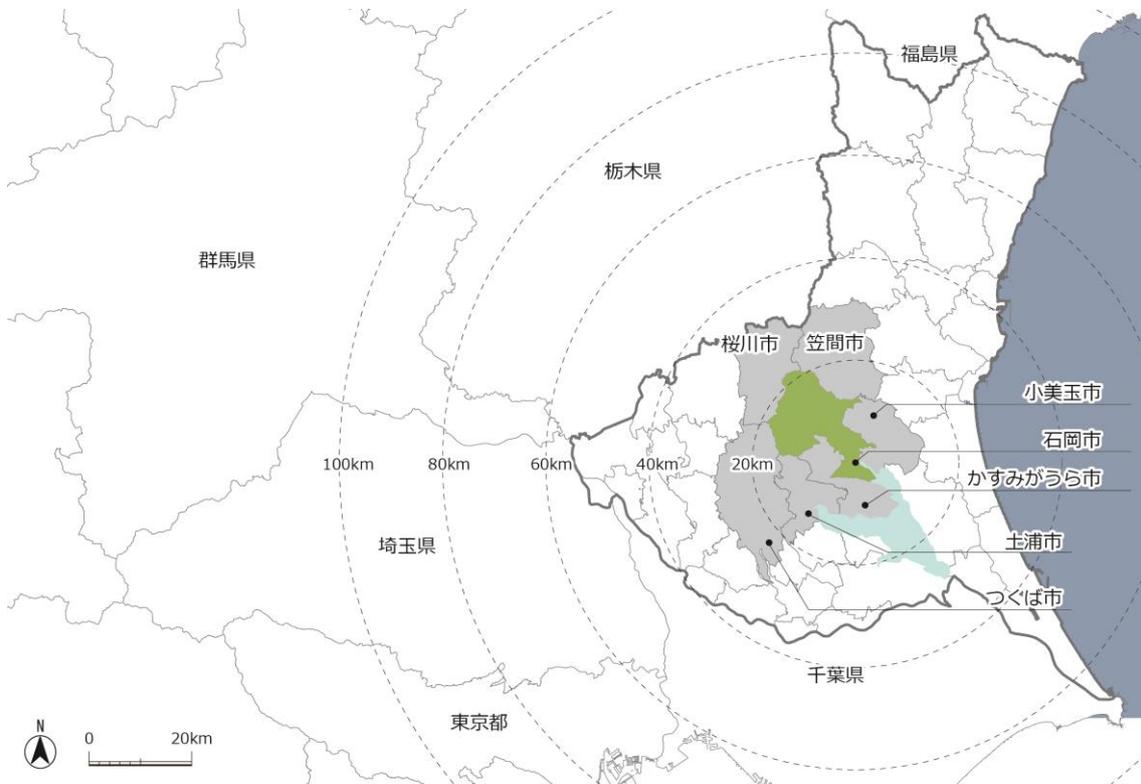


図4 石岡市の位置

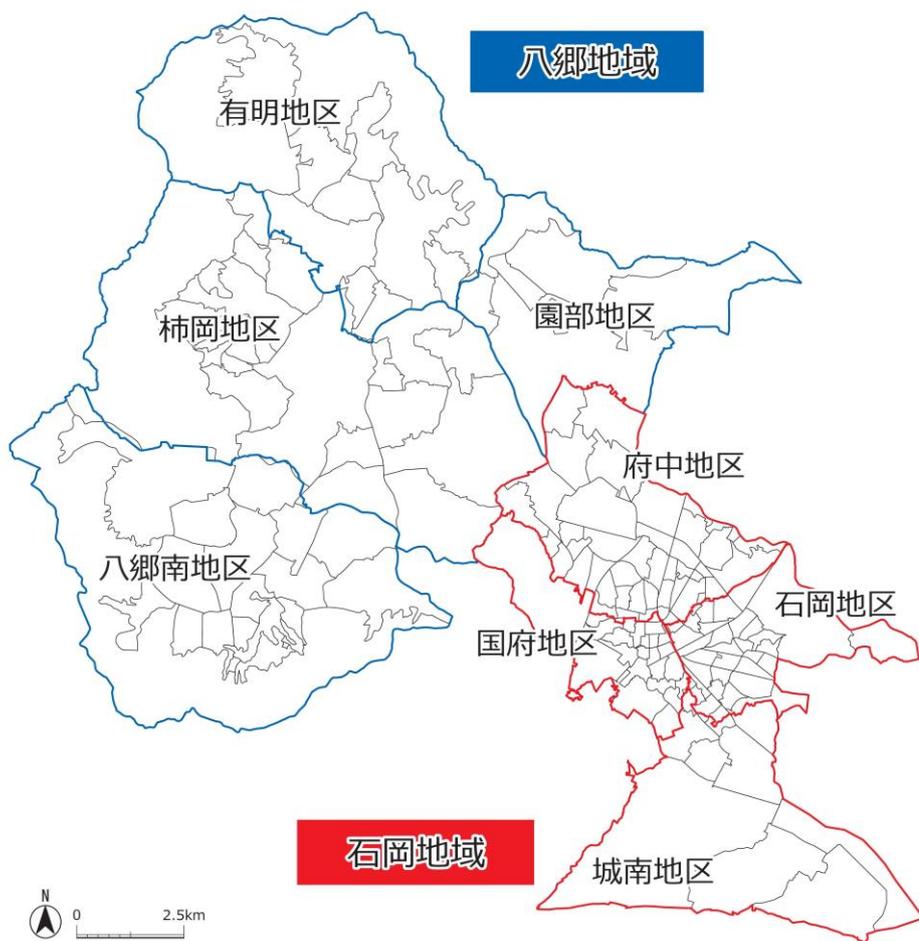


図5 地区区分図

## (2) 人口動態

現在の本市の総人口は 72,501 人、世帯数は 31,447 世帯です（令和 4（2022）年 3 月時点）。平成 7（1995）年をピークに人口は減少に転じ、合併後の平成 18（2006）年に 83,091 人と 8 万人を超えていた人口は、平成 23（2011）年には 79,983 人と 8 万を下回りました。一方、本市の世帯数は年々増加を続け、平成 18（2006）年で約 2 万 5,000 あった世帯は、現在 3 万世帯を超え世帯の核家族化や一人世帯が増加していることがうかがえます。

総人口の内訳を見ると、年少人口（15 歳未満）と生産年齢人口（15 歳～64 歳）は緩やかに減少を続けています。一方で、高齢人口（65 歳以上）は一貫して増加を示していて、人口構成比を見ると、急速に少子高齢化が進行している状況にあることが分ります。

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）によると、令和 27（2045）年までに本市の総人口が 50,174 人に減少することが推計されています。また、人口の 47%が高齢人口になり、生産年齢人口の数を上回ることが予測されています。

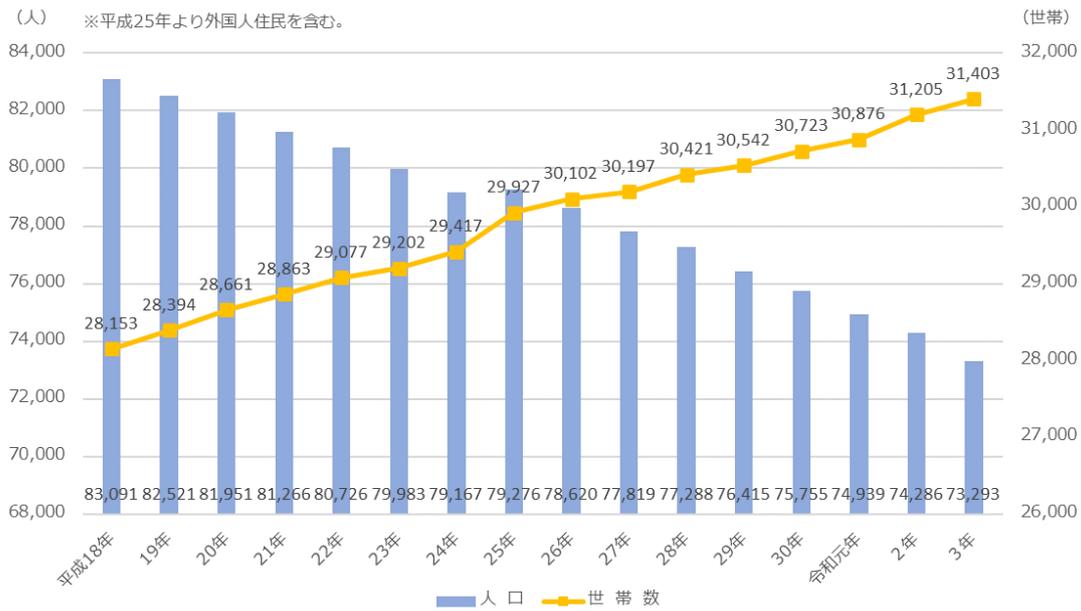


図6 人口動態（令和3（2021）年度版「統計いしおか」より作成）

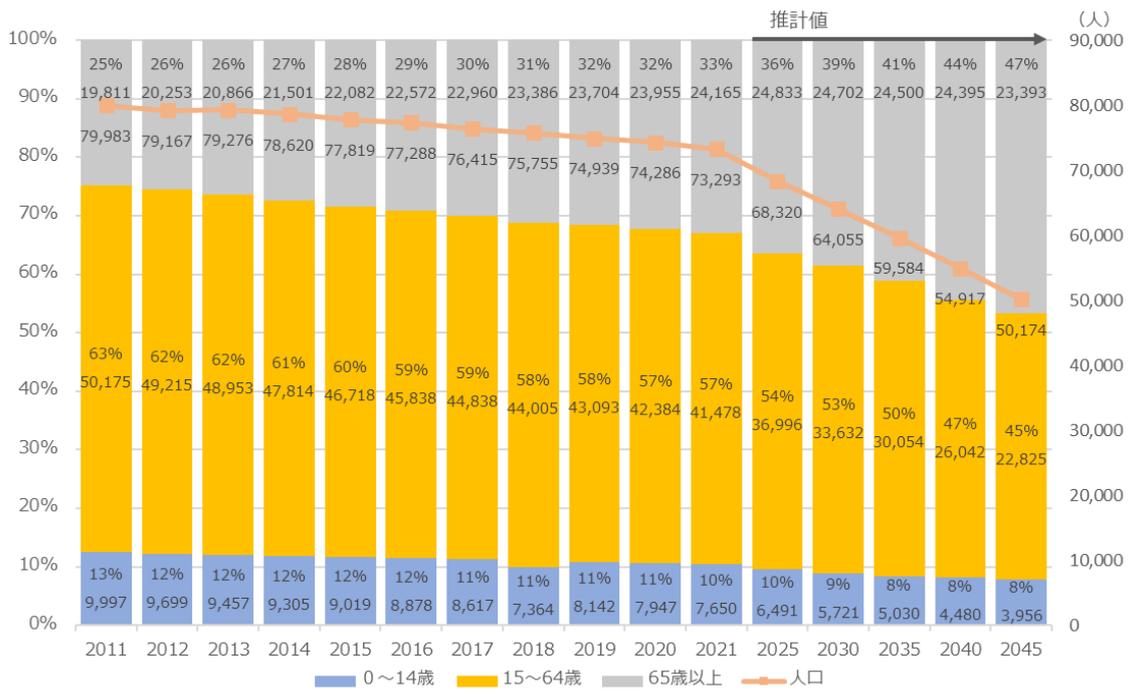


図7 年齢別人口（令和3（2021）年度版「統計いしおか」、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（平成30（2018）年推計）より作成）

### (3) 産業

第1次産業の市内総生産額は微増から横ばいとなっていて、総生産に占める割合は低いものの、大都市近郊という土地をいかして様々な農作物の生産を行っています。

第2次産業の中心は製造業であり、金属製品やプラスチック、電気機械、食料品等が製造品出荷額の上位を占めています。第2次産業の生産額は、現在は市内総生産の3割程度になっています。

第3次産業は、最も高い市内総生産額を挙げていて、平成8(1996)年以降も一貫して増加傾向にあります。中でも、サービス業や不動産業が高い構成比率を占めています。また、金融・保険業、政府サービス生産者<sup>4)</sup>、サービス業において生産額が増加傾向にあります。一方、卸・小売業や運輸・通信業で生産額は減少しています。

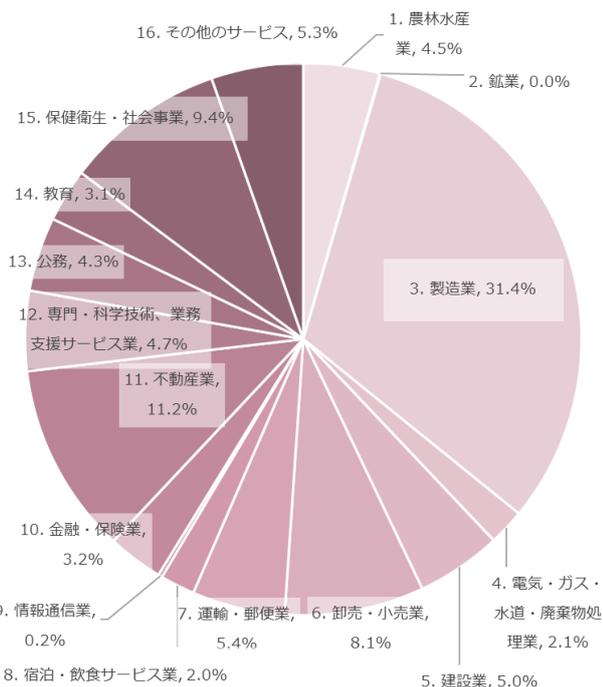


図8 石岡市内総生産 (平成30(2018)年度茨城県市町村民経済計算より作成)

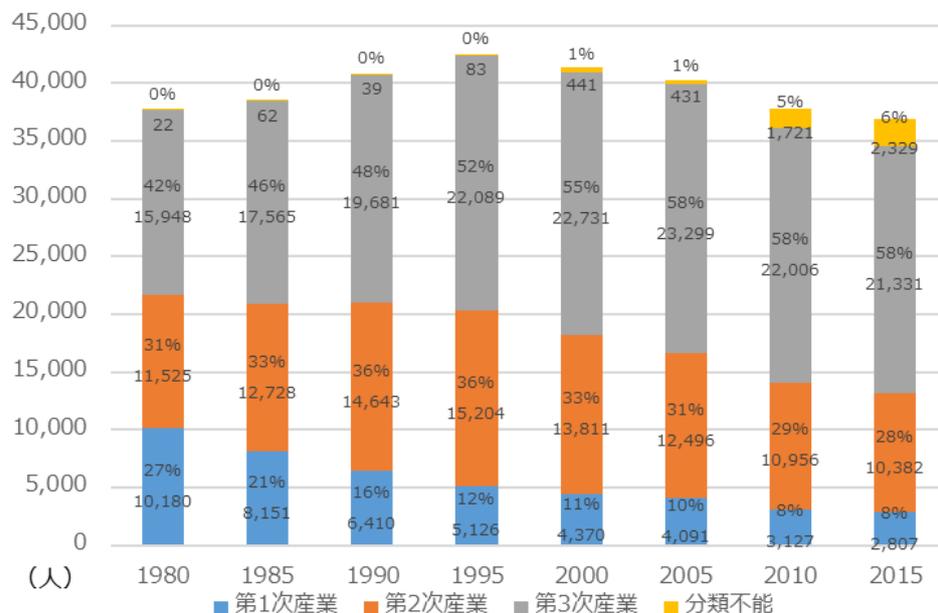


図9 産業別就業者数割合の推移 (国勢調査より作成)

<sup>4)</sup> 国の経済を体系的に記録する国民経済計算において生産主体として格付けられた、政府サービス(警察、学校教育等)を生産する政府のこと。

## 農業

昭和 20 年代は主に米・麦・大豆・雑穀等が栽培されていましたが、昭和 40 年代に経済が変化すると、栗・梨・柿等の果樹や野菜類の栽培が増加しました。畜産業は、1 頭羽飼から乳牛・豚・鶏の多頭羽飼へと変化していきました。現在は、米、野菜、果物等の幅広い農業生産が行われています。

八郷地域は、果物の南限・北限が交差する地理的要因をいかして盛んに果樹栽培が行われていて、多様なフルーツ狩りができる観光果樹園が多く経営されています。畜産業は養豚、酪農、養鶏が県内でも有数の産地となっています。

農業は自然環境に左右されやすいこともあり、就業者数は減少傾向にあります。生産者の高齢化や後継者不足に伴い、耕作放棄地も増加しています。

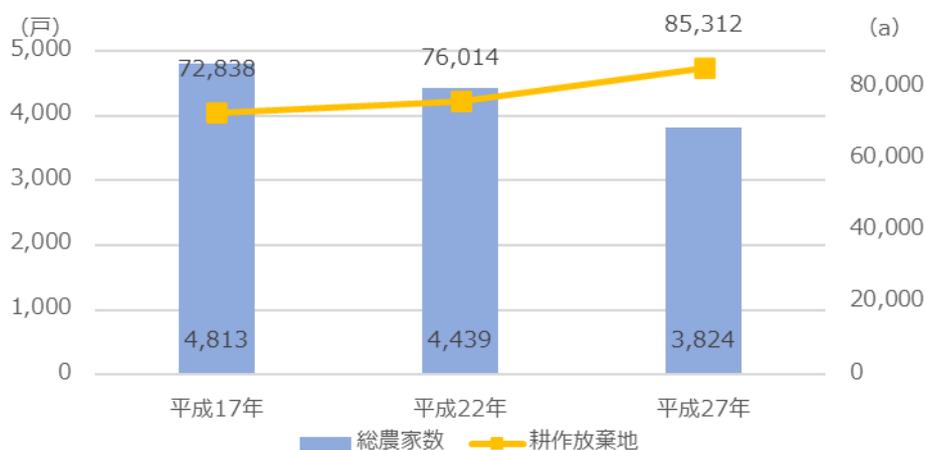


図 10 総農家数と耕作放棄地の推移 (令和 2 (2020) 年度版「統計いしおか」より作成)

## 工業

本市は、首都圏からの交通の利便が良いため、工業適地として企業が集積しています。

昭和 16 (1941) 年には筑波乳業が製造を開始し、昭和 29 (1954) 年にはソントン食品工業が工場の稼働を開始しました。

昭和 39 (1964) 年に首都圏整備法に基づく市街地開発区域に指定されると、工業団地の造成が進められました。柏原工業団地が完成すると、企業誘致により 38 の企業が進出しました。

事業所数と従業者数が減少傾向にありましたが、平成 30 (2018) 年は、従業者数が増加しました。製造品出荷額はほぼ横ばいの状態が続いています。

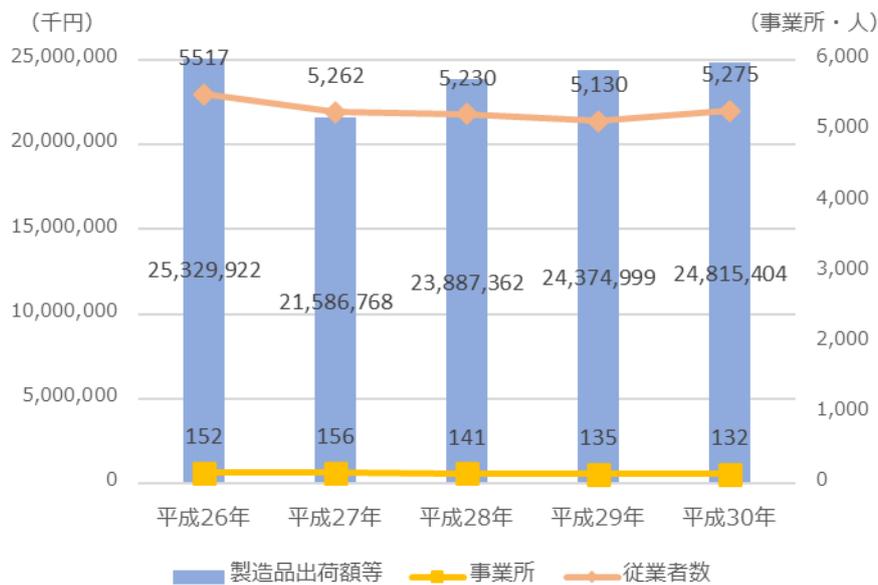


図 11 製造品出荷額・事業所・従業者数推移（令和 2（2020）年度版「統計いしおか」より作成）

### 地場産業（伝統産業）

本市は、地場産業（伝統産業）が発展しました。酒をはじめ、醤油、味噌の醸造や水車杉線香の製造、下駄・桐タンス製造等の桐材加工業、製糸業等が行われていましたが、現在では生産規模が縮小しています。

酒造業は、元禄年間には創業していて、江戸末期には石岡地域に五つの蔵元がありました。明治中期から後期には県内最大の酒造地になり、昭和 20（1945）年頃には 12 の蔵元が操業していました。現在では、伝統的な酒造りは府中誉・廣瀬商店・藤田酒造店の 3 軒の酒蔵に引き継がれています。

清酒は東京方面へ、醤油は水戸・東京方面へ送られたほか、味噌は県内需要の半分以上を賄っていました。

八郷地域では、筑波山からの水を原動力とした水車を利用して杉線香が製造されています。杉線香を作る条件として、原料である杉の葉が容易に入手できること、動力源となる水車を動かす川があること、線香を必要とする市場が確保されていることが挙げられます。現在、八郷地域には製造家が 2 軒あり、筑波山麓や北関東地方の杉葉を材料に製造を続けていますが、林業の衰退等によって杉葉が入手難になっている上、後継者不足もあり、線香の製造が困難になってきています。また、大量生産による単価の低い線香が市場に大量に出回っているため、手作りされる杉線香の市場確保は厳しい状況にあります。

酒造り等の地場産業による生産と工業団地での製造が盛んに行われてきたことから第 2 次産業は本市における地域産業の核の一つでしたが、生産額は減少傾向にあります。



杉線香



府中誉の仕込蔵内部

## 商業

本市は、伝統産業に支えられてきたまちであると同時に、江戸時代以降、水戸街道等の主要街道や恋瀬川、霞ヶ浦の舟運に恵まれたため、商業活動も活発なまちである歴史を有しています。昭和30年代の後半になると商圈はより拡大し、商店数・従業者数・商品販売額が大幅に伸びました。平成19(2007)年に売場面積が著しく増加し、それに伴い事業所数や従業者数も増加しています。その後、事業所数や従業者数ともに減少傾向にありましたが、平成28(2016)年には、増加傾向が見られます。



図12 年間商品販売額・事業所・従業者数推移 (平成24・28年経済センサスより作成)

## 観光

本市は、水郷筑波国定公園に属する筑波山系の豊かな自然や、吾国山等でのハンググライダー・パラグライダー等のスカイスポーツ、霞ヶ浦でのマリンスポーツ、観光果樹園での果物狩り、朝日里山学校等での体験型観光を楽しむことができます。

古代には国府が置かれ、常陸国の中心として栄えてきた歴史があるため、常陸国府跡等の古代の遺跡を巡ることができるほか、レトロな看板建築等の多くの観光資源を見学できます。9月には関東3大祭りの一つである常陸国総社宮例大祭が開催され、平成30(2018)年度は、9月15日～17日の3日間で488,000人の観光客が訪れていました。また、新型コ

新型コロナウイルス感染症の影響から3年ぶりの開催となった令和4（2022）年度も415,000人の観光客が訪れました。

令和3（2021）年4月には、いばらきフラワーパークがリニューアル開園し、一年をとおして季節の花を見ることができるようになりました。やさと温泉ゆりの郷では筑波山を望む露天風呂のほか、八郷地域の農産物を使用した食事や買い物を楽しめます。

本市は、観光客の受け入れ環境を改善するため、平成31（2019）年に「石岡市りんりんタウン構想」を策定し、サイクルツーリズムを推進しています。また、Wi-Fiによる観光の活性化と情報検索の利便性を高めるため、石岡駅に隣接する石岡市観光案内所で、無料公衆無線LANサービスを開始しました。

本市における観光入込客数は、微増傾向にあり、平成30（2018）年には、やさと温泉ゆりの郷は約16万人、常陸風土記の丘には約13万人の観光客が訪れています。

月別観光入込客数を見ると、常陸国総社宮例大祭が開催される9月が突出して観光客が多く、次いで常陸国総社宮初詣がある1月に多くの人が本市を訪れています。

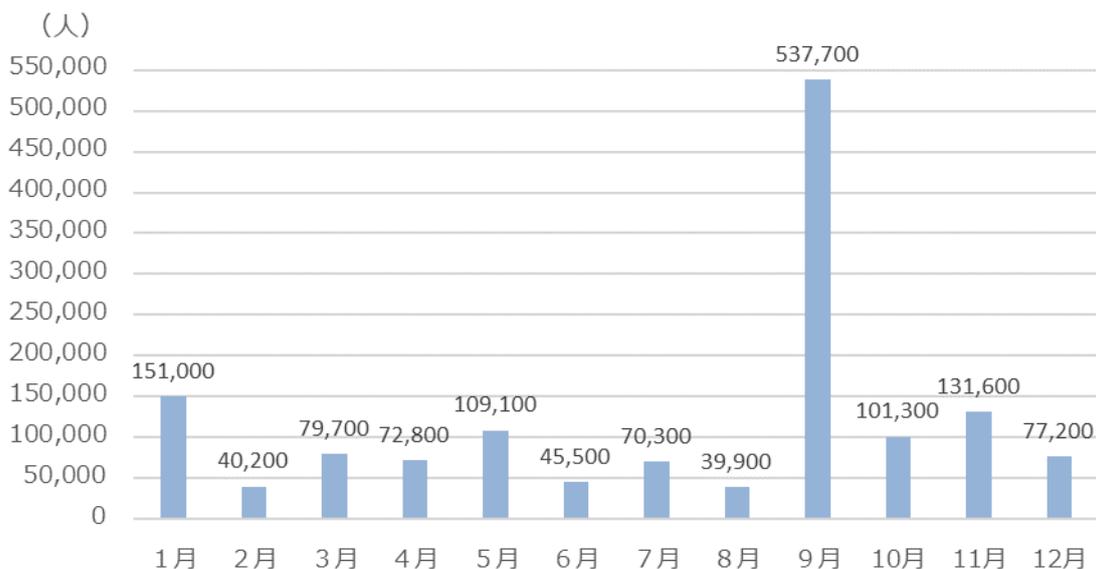


図13 月別観光入込客数（茨城の観光レクリエーション現況（平成30年観光客動態調査報告）より作成）

#### （4） 土地利用

本市の土地利用状況は、農地・山林等の自然的土地利用が本市全域の約80%を占め、宅地や道路等の都市的土地利用は約20%となっています。また、約20%に当たる4,734.3haは農振農用地にも指定されています。

本市には、石岡都市計画区域と八郷都市計画区域の二つの都市計画区域があります。石岡都市計画区域は、昭和23（1948）年に都市計画法に基づいて都市計画決定され、昭和46

(1971)年に市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めました。市街化区域は、J R石岡駅を中心とした恋瀬川左岸の台地とJ R常磐線沿線及び柏原工業団地が指定されています。石岡駅を中心に市街地が広がり、市街地北側の府中地区の柏原には工業団地が位置している等、主に都市的土地利用が主体となっています。

八郷都市計画区域は、一部の国有林を除いた部分が都市計画区域となっています。平成4(1992)年に柿岡地区を用途地域に定め、それ以外を特定用途制限地域として「自然景観保全地区」と「田園居住地区」の二つに区分しました。市街地は柿岡地区周辺のみで、そのほかは筑波山からの丘陵地帯や山林・農地等が広がる自然的土地利用が中心となっています。

都市計画区域別に土地利用を見ると、都市的土地利用は石岡地域では34.3%、八郷地域では17.5%、自然的土地利用は石岡地域では65.7%、八郷地域では82.5%となっています。また、区域区分別に見ると、石岡地域の市街化調整区域では21.1%、八郷地域の用途白地域では16.7%が都市的土地利用となっています。

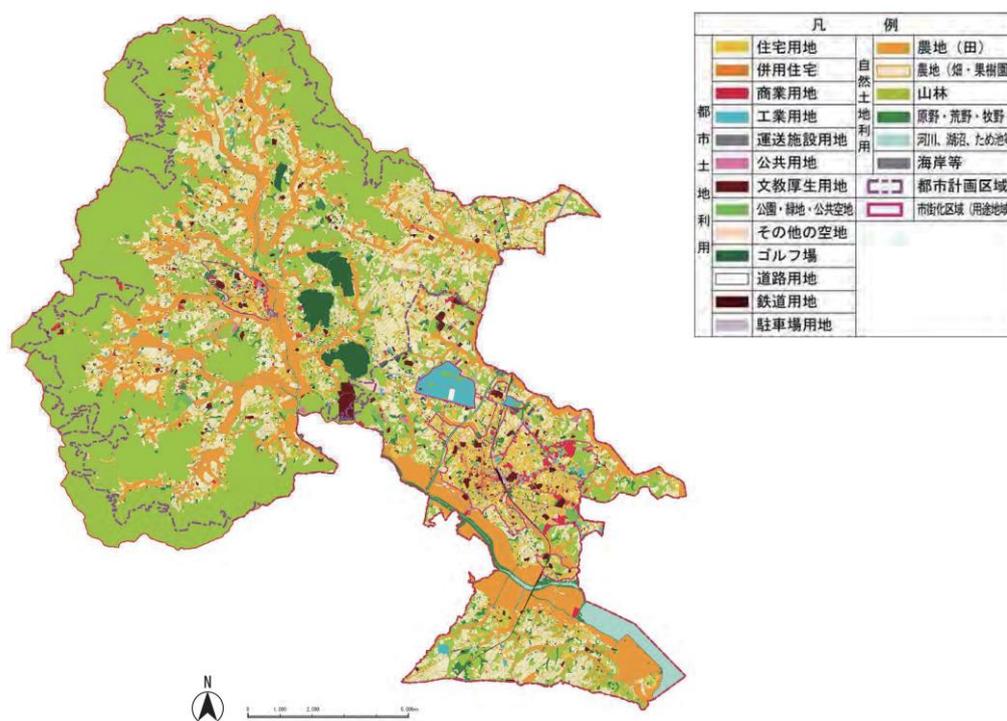


図14 本市の土地利用の状況(石岡市都市計画マスタープラン p.17 を加工)

### (5) 交通

本市には、首都圏と東北地方を結ぶ常磐自動車道及び国道6号が通り、友部ジャンクションで常磐自動車道と北関東自動車道が繋がります。平成23(2011)年には常磐自動車道の石岡小美玉スマートインターチェンジが、平成24(2012)年には朝日トンネルが開通し、新たなアクセスルートが形成されました。令和7(2025)年度には、本市と桜川市を結ぶ上曽トンネルが開通予定です。

公共交通機関としては、J R常磐線が市の南北を貫いています。J R石岡駅は特急ときわ

の停車駅であり、東京まで約 70 分でアクセスできます。

路線バスは、石岡水戸線、かしてつバス、石岡土浦線、高浜線、林線、小幡線、柿岡土浦線、板敷山羽鳥線の 8 路線が市内を走っています。このうち、かしてつバスは鹿島鉄道の廃線敷きのうち、石岡駅から四箇村駅までの区間で B R T<sup>5)</sup>を運行しています。

市内から約 10km、石岡駅からバスで約 40 分の距離に茨城空港があり、札幌、神戸、福岡、那覇、台北、上海及び西安との間に路線が結ばれています。

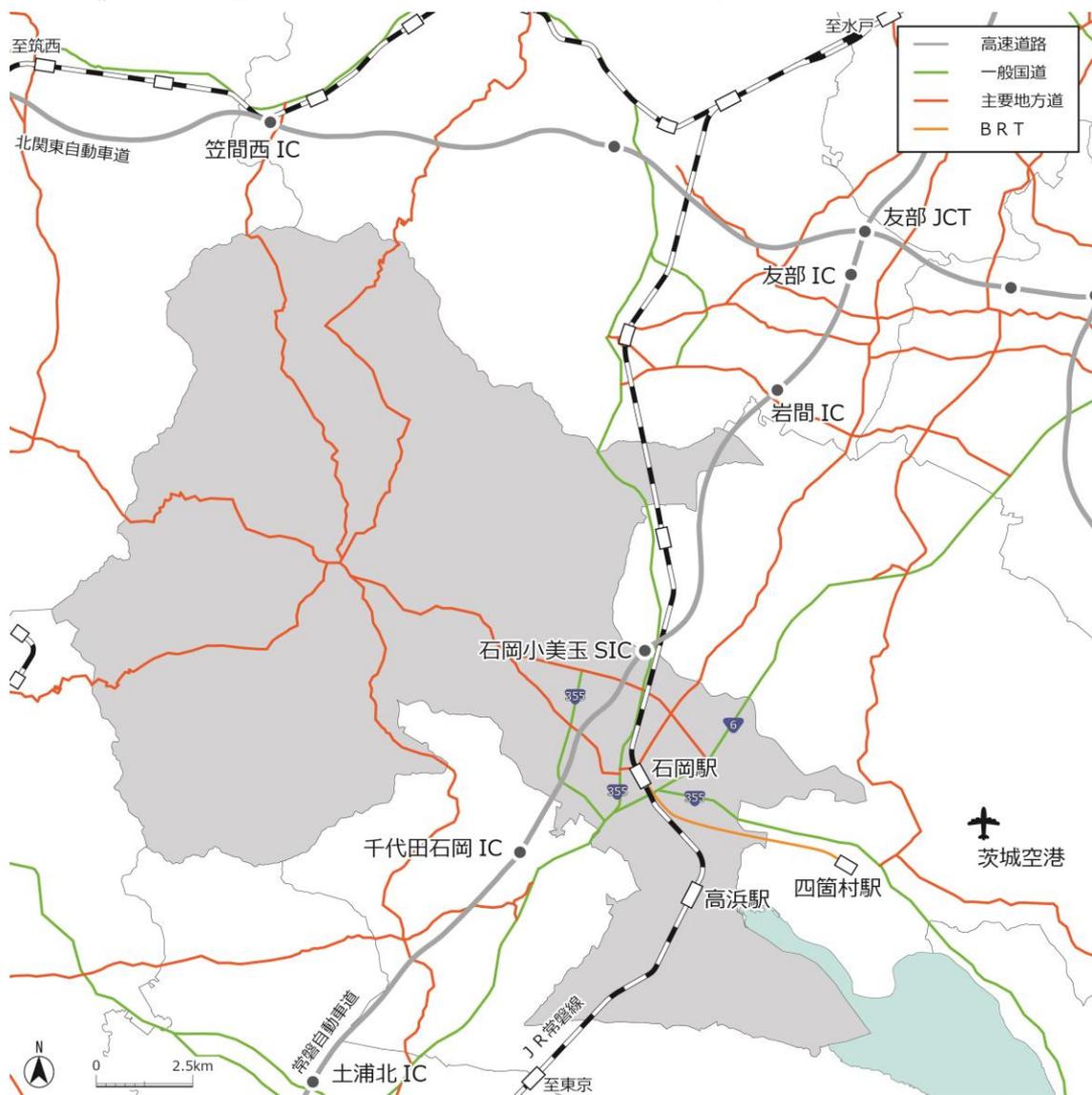


図 15 交通アクセス図 (国土数値情報 [行政区域、鉄道、道路データ] を加工して作成)

<sup>5)</sup> バス・ラピッド・トランジット (Bus Rapid Transit) の略。連節車両、線路敷を活用した専用道、バスレーン等を組み合わせることで定時性の確保や輸送能力の増大を可能にする高次の機能を備えたバスシステムのこと。

## 第2節 石岡市の自然的・地理的環境

### (1) 気候

本市は、年間平均気温が 14.6℃と暖かく、1 年間の降水量は 1,324mm で降雪は年に 1～2 回です。冬は、北西から低温で乾燥した季節風の「筑波おろし」が強く吹きます。

筑波山では、冷気流が山の斜面に沿って山麓に流下するため、山麓の気温が低い一方で中腹の気温が高くなる気温の逆転が見られます。この気候を生かして、筑波山中腹ではミカンが、山麓ではリンゴが栽培されています。

石岡地域は、年間をとおして比較的温暖な地域で、表日本型気候に相当します。春から夏にかけては、南寄りの風が吹き、湿度もやや高くなります。秋は残暑が続くことが多く、冬は北西から強い風が吹き、晴天が続くため、乾燥しがちな気候特性があります。筑波山麓に位置する八郷地域では、夏は暑く、冬は寒い盆地特有の気候特性が見られます。

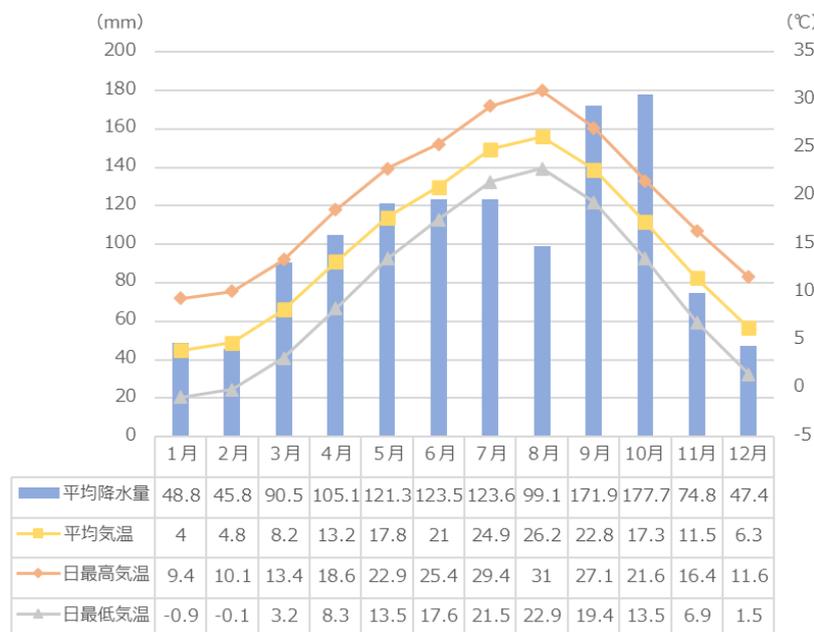


図 16 年平均気温と降水量（気象庁 HP（昭和 56（1981）年～平成 22（2010）年）より作成）

### (2) 地形・地質

本市の大部分は海拔 20m 程度の台地で、八溝山地南端部を占める筑波山地と東側に広がる石岡・新治台地に大別されます。

筑波山地は、栃木県、福島県、茨城県にまたがる八溝山地の南端部にあたります。吾国山、難台山、加波山、足尾山、筑波山等の山々が盆地を取り囲む南東に開けた盆地です。盆地周辺には、山地より一段低い八郷丘陵群が分布しています。

八郷地域の地質は、山地は花崗岩質岩石、南東部の山地は黒色片岩、筑波山は碎屑物からなります。柿岡を中心とした盆地部の低地以外の丘陵地帯は、大部分がローム層となっています。

石岡台地は、園部川と恋瀬川との間に発達する台地で、本市の市街地中心地と柏原工業団地が立地しています。石岡台地は比較的平坦な土地ですが、小谷が入り込んだ複雑な地形をしています。

石岡地域の地質は、黒色片岩からなる竜神山、ローム層からなる台地、河川沿いの泥によって構成されています。

新治台地は、恋瀬川右岸に広がる台地で、霞ヶ浦の周辺に分布しています。

石岡台地を構成している主要な地層は、約12万年前の最終間氷期の海面上昇に伴って形成された見和層です。見和層は下部層と上部層に区分され、上部層は海面上昇の後半に形成された浅海成の地層で、台地一帯に広がっています。約12万年前には、現在の関東平野一円は古東京湾に覆われていました。本市の大部分も海底にありましたが、海面が次第に低下して陸化すると、この上に火山灰が集積し、関東ローム層が形成されました。

本市には、恋瀬川、園部川、山王川の三つの河川が流れています。恋瀬川は、かすみがうら市を流れる天の川と合流しながら霞ヶ浦に注いでいます。園部川は、小美玉市との境を北から南に流れながら霞ヶ浦に流入し、山王川は竜神山の麓から市街地を南下し、霞ヶ浦に注いでいます。

恋瀬川や園部川沿いの沖積低地は、最終氷期には凹地でしたが、海面上昇に伴い凹地に海水が進入すると次第に埋め立てられて陸地となっていきました。

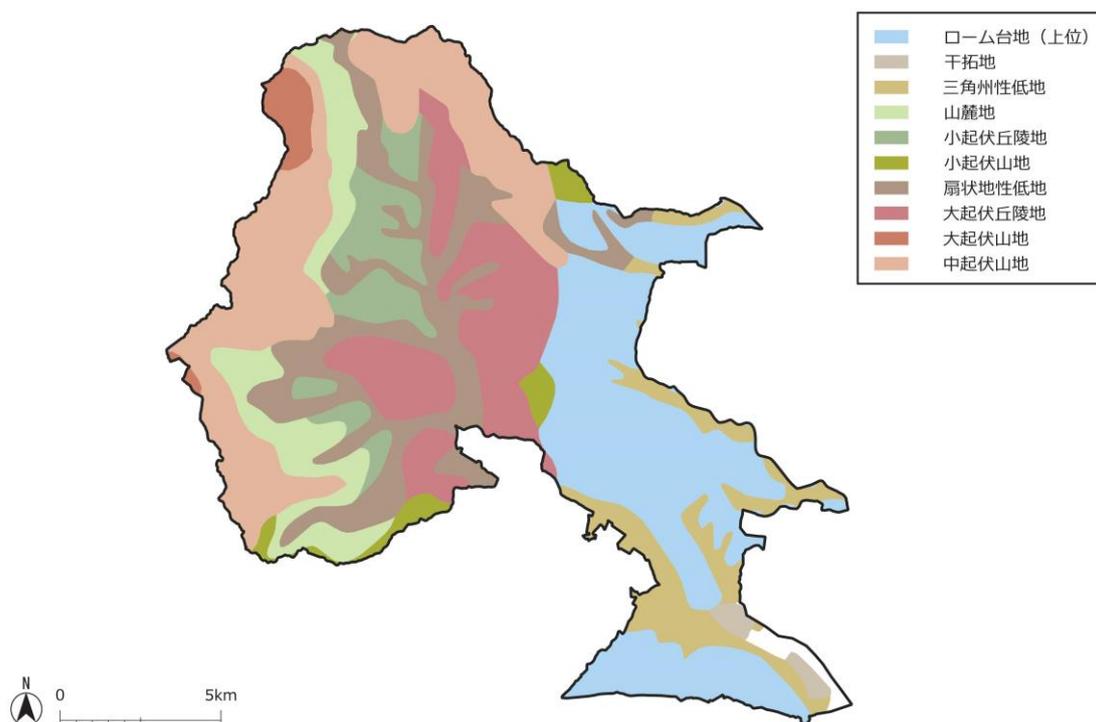


図 17 地形図 (国土数値情報〔行政区域〕、国土調査〔地形分類図 20 万分の 1〕を加工して作成)

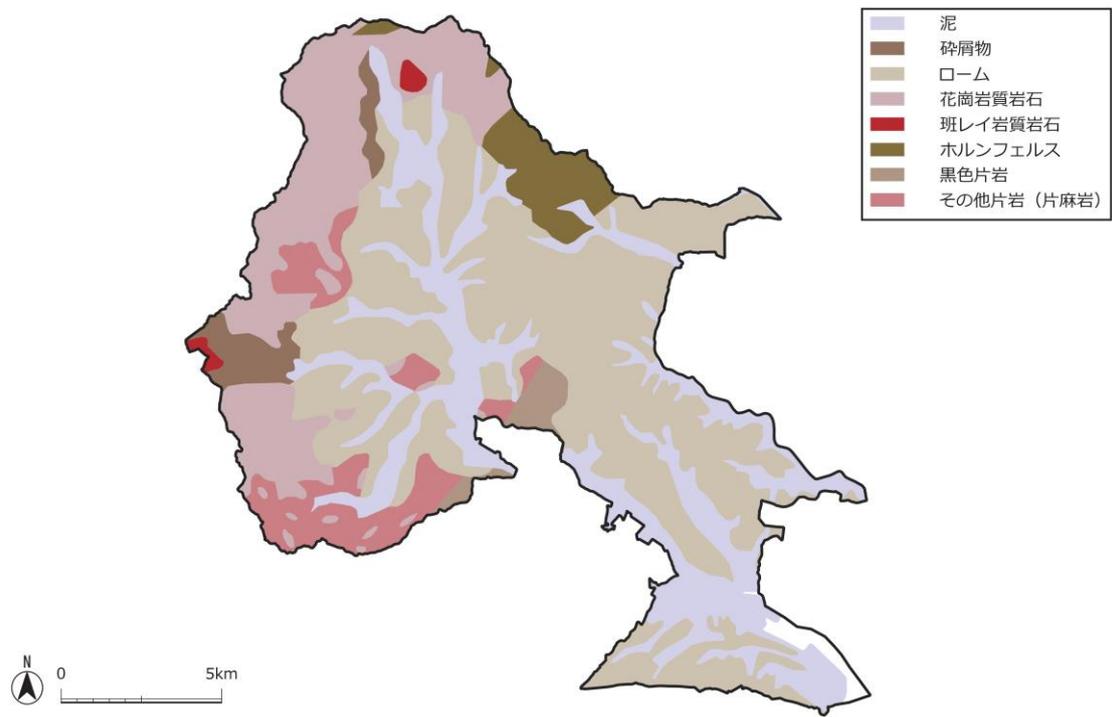


図 18 地質図（国土数値情報〔行政区域〕、国土調査〔表層地質図 20 万分の 1〕を加工して作成）

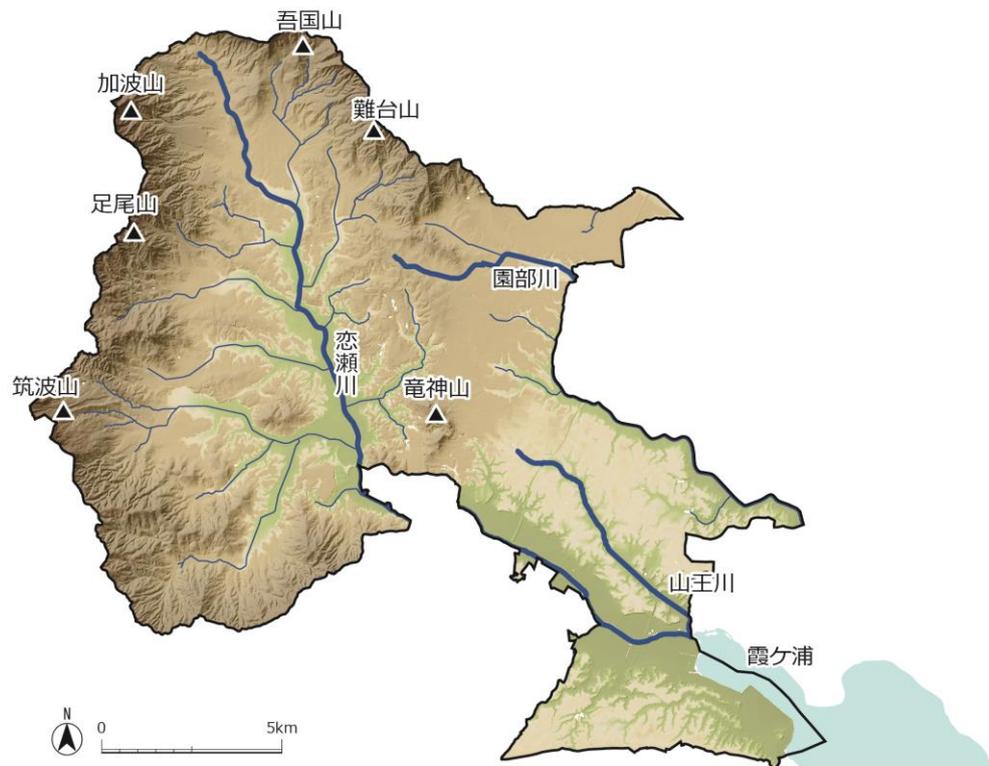


図 19 山岳・河川位置図（国土数値情報〔行政区域、河川〕、基盤地図情報を加工して作成）

【ジオパーク<sup>6)</sup>】

本市は日本ジオパークに認定されている筑波山地域ジオパークを構成しています。本市に関係するジオサイトは以下の表のとおりとなっています(令和4(2022)年12月時点)。筑波山系の山並みや霞ヶ浦の水辺、変化にとんだ岩石や地形のほか、自然環境と密接な関わりを持つ文化があり、筑波山で活動していた山伏の痕跡や、マサ土を利用して整備された山越えの道を見ることができます。

表6 本市のジオサイト

ジオサイト	見どころ
八郷盆地	川又・百目鬼の窄入部、柿岡地磁気観測所
峰寺山・十三塚	球状花崗岩、筑波変成岩
吾国山・愛宕山	道祖神峠の斑れい岩、加波山花崗岩と吾国山変成岩、鳴滝と馬滝
高浜・石岡	恋瀬川の下刻作用と高浜入、古東京湾堆積物、湖岸段丘と浸食崖
龍神山・波付岩	筑波変成岩、石岡 VLBI 観測施設
加波山・足尾山	加波山花崗岩と巨石・奇岩群

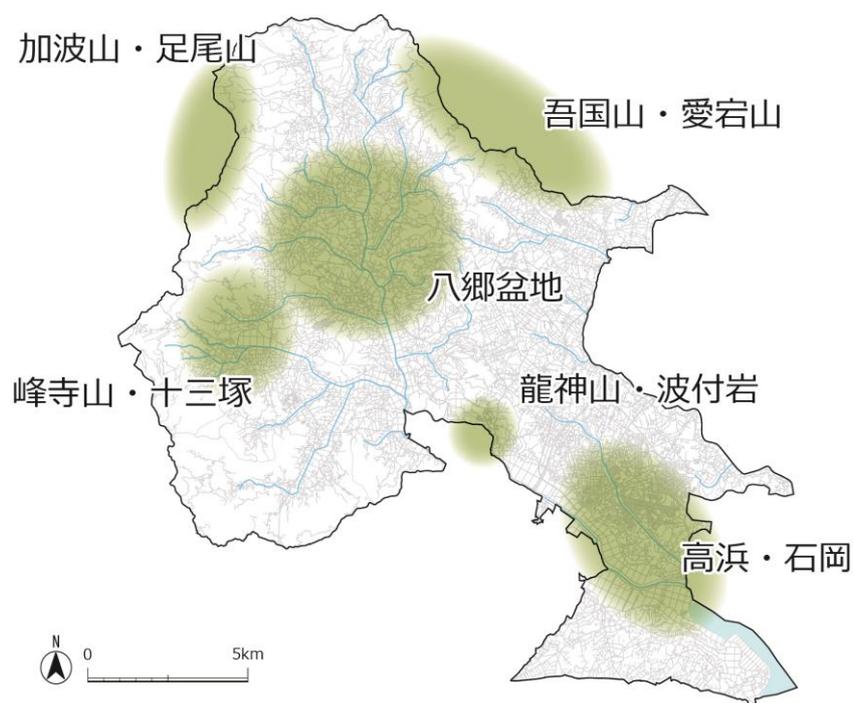


図20 ジオサイト位置図

<sup>6)</sup> ジオ(地球・大地)に関わる重要で貴重な自然遺産(地層、岩石、地形、火山、断層等)を含む自然公園で、ユネスコが推進するプログラムのこと。

### (3) 生物

本市の植生は暖温帯常緑広葉樹林域に属します。筑波山の山頂付近においては、冷温帯落葉広葉樹であるブナースズタケ群集が生育しています。その南向き斜面にはスタジイーヤブコウジ群集の生育も確認されています。このほか、自然植生は沖積低地にハンノキ群集が散見されるのみです。

台地上には広く人工林のアカマツ林、二次林のクヌギーコナラ林が分布しています。アカマツ林やクヌギーコナラ林等は、近世から大正期まで、肥料、薪炭、建築資材として利用されてきましたが、アカマツ林は害虫被害により立枯れてしまいました。その後、スギやヒノキが植林されたり、畑地や果樹園に転換されたりしたため、現在、アカマツ林はほとんど見られません。果樹園ではクリ、ナシ、カキ、ウメ、ブドウ等が栽培されています。

筑波山麓に位置し、霞ヶ浦に面している本市は、様々な生物が生息する豊かな自然が広がっています。しかし、地球温暖化等の環境の変化や開発によって、希少生物の生育環境が減少しつつあります。

本市で確認された茨城県のレッドデータに記載された生物は以下の表のとおりです。

表7 本市における絶滅のおそれのある生物（『茨城県版レッドデータブック<動物編>2016年改訂版』、『茨城県版レッドデータブック<植物編>2012年改訂版』、『茨城県版レッドデータブック<蕨苔類・藻類・地衣類・菌類編>2020年版』ほかを基に作成）

	分類	種類	区分
動物	哺乳類	カワネズミ	絶滅危惧Ⅱ類
	淡水・汽水魚類	カジカ	準絶滅危惧
	昆虫類	アカツキシロカゲロウ	準絶滅危惧
		ベッコウトンボ	絶滅
		キトンボ	絶滅危惧ⅠB類
		ネアカヨシヤンマ	絶滅危惧Ⅱ類
		ハネヒロエソトンボ	絶滅危惧Ⅱ類
		ムカシトンボ	準絶滅危惧
		ルリボシヤンマ	準絶滅危惧
		ネキトンボ	準絶滅危惧
		ミヤマアカネ	準絶滅危惧
		ヒメハルゼミ	準絶滅危惧
		オオルリハムシ	絶滅危惧Ⅱ類
		キイロジョウカイ	準絶滅危惧
キンイロネクイハムシ	準絶滅危惧		
アイシマトビケラ	情報不足①注目種		

		チョウモウコヒゲナガトビケラ	情報不足①注目種
植物	維管束植物	ウスゲチョウジタデ	準絶滅危惧
		カワヂシャ	準絶滅危惧
		キクタニギク	準絶滅危惧
		タコノアシ	準絶滅危惧
		ミクリ	準絶滅危惧
		ジョウロウスゲ	準絶滅危惧
		アオフタバラン	準絶滅危惧
		アオホラゴケ	準絶滅危惧
		アズマイチゲ	準絶滅危惧
		アリアケスミレ	準絶滅危惧
		イズセンリョウ	準絶滅危惧
		イノデモドキ	準絶滅危惧
		ウスヒメワラビ	準絶滅危惧
		オオキジノオ	準絶滅危惧
		オオバチドメ	準絶滅危惧
		カゴノキ	準絶滅危惧
		カタヒバ	準絶滅危惧
		カワラナデシコ	準絶滅危惧
		キクザキイチゲ	準絶滅危惧
		ギンラン	準絶滅危惧
		クルマムグラ	準絶滅危惧
		クロガネモチ	準絶滅危惧
		コバノイシカグマ	準絶滅危惧
		シバヤナギ	準絶滅危惧
		ツクバネガシ	準絶滅危惧
		ニガカシュウ	準絶滅危惧
		ニッポンイヌノヒゲ	準絶滅危惧
		ハイホラゴケ	準絶滅危惧
		ハナビゼリ	準絶滅危惧
		ヒキオコシ	準絶滅危惧
		ヒメナミキ	準絶滅危惧
		ヒロハノイヌノヒゲ	準絶滅危惧
ヤナギモ	準絶滅危惧		

	ヤマラッキョウ	準絶滅危惧
	タシロラン	情報不足①注目種
	アカハナワラビ	情報不足①注目種
	クロヤツシロラン	情報不足①注目種
	ハチジョウベニシダ	情報不足①注目種
	ミヤコヤブソテツ	情報不足①注目種
	マダイオウ	情報不足②現状不明種
	オニバス	絶滅危惧ⅠA類
	ホシザキユキノシタ	絶滅危惧ⅠA類
	ヤマトグサ	絶滅危惧ⅠA類
	アサマスゲ	絶滅危惧ⅠB類
	アズマイバラ	絶滅危惧ⅠB類
	アマクサシダ	絶滅危惧ⅠB類
	イトイヌノヒゲ	絶滅危惧ⅠB類
	イワネコノメソウ	絶滅危惧ⅠB類
	カラクサシダ	絶滅危惧ⅠB類
	キヨズミオオクジャク	絶滅危惧ⅠB類
	コケリンドウ	絶滅危惧ⅠB類
	サイゴクベニシダ	絶滅危惧ⅠB類
	センニンモ	絶滅危惧ⅠB類
	ナガバノイタチシダ	絶滅危惧ⅠB類
	ノコギリシダ	絶滅危惧ⅠB類
	ヒメドコロ	絶滅危惧ⅠB類
	ホシクサ	絶滅危惧ⅠB類
	アサザ	絶滅危惧Ⅱ類
	エビネ	絶滅危惧Ⅱ類
	カキツバタ	絶滅危惧Ⅱ類
	トチカガミ	絶滅危惧Ⅱ類
	オオヒキヨモギ	絶滅危惧Ⅱ類
	ツルギキョウ	絶滅危惧Ⅱ類
	アヤメ	絶滅危惧Ⅱ類
	アリドオシ	絶滅危惧Ⅱ類
	イワヘゴ	絶滅危惧Ⅱ類
	オオカナワラビ	絶滅危惧Ⅱ類

	オオバウマノスズクサ	絶滅危惧Ⅱ類
	オカオグルマ	絶滅危惧Ⅱ類
	オニカナワラビ	絶滅危惧Ⅱ類
	コウガイモ	絶滅危惧Ⅱ類
	コウホネ	絶滅危惧Ⅱ類
	コハシゴシダ	絶滅危惧Ⅱ類
	コハナヤスリ	絶滅危惧Ⅱ類
	コヒロハハナヤスリ	絶滅危惧Ⅱ類
	ササバモ	絶滅危惧Ⅱ類
	シナノキ	絶滅危惧Ⅱ類
	セキショウモ	絶滅危惧Ⅱ類
	タヌキマメ	絶滅危惧Ⅱ類
	ハイチゴザサ	絶滅危惧Ⅱ類
	ヘラシダ	絶滅危惧Ⅱ類
	マキエハギ	絶滅危惧Ⅱ類
	モリイバラ	絶滅危惧Ⅱ類
	リンボク	絶滅危惧Ⅱ類
	イワヨモギ	—
蘚苔類	オオカサゴケ	準絶滅危惧
	コウヤノマンネングサ	準絶滅危惧
菌類	キシメジ	絶滅危惧Ⅱ類

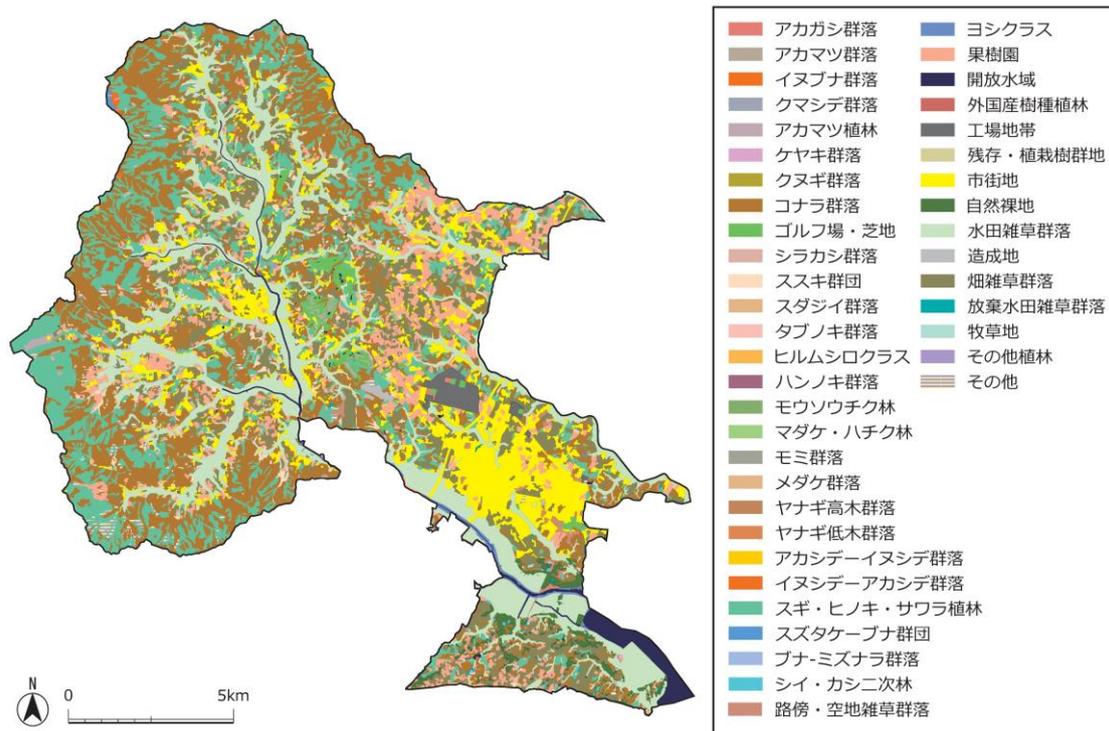


図 21 植生図 (1/25、000 植生図「岩間・加波山・石岡・柿岡・筑波・常陸藤沢」GIS データ〔環境省生物多様性センター〕〔<http://gis.biodic.go.jp/webgis/index.html>〕を加工して作成)



ヒメハルゼミ



姫春蝉の生息地

#### (4) 景観

##### 自然的景観

筑波山は、江戸から見える山として「西の富士、東の筑波」と、富士山と並んでその美しさが称される関東平野の北部にそびえる山です。富士山とともに歌川広重の「江戸百景」に描かれる等、古くからその景観が多くの人に親しまれてきました。男体山と女体山の二つの峰を持つ筑波山は、方角によって姿が変わり、本市からは西に向かって緩やかに傾斜する姿が見え、夕景にシルエットが浮かび上がります。朝夕に山肌の色を変えるところから「紫峰」とも呼ばれます。

霞ヶ浦には、水面に浮かぶ水鳥や川岸の水草、ヨシ原等、豊かな自然が維持されています。恋瀬川の河口は「高浜入」と称され、この入り江付近から望む霞ヶ浦と筑波山が織りなす風景は、「高濱の釣場」として茨城百景に指定されています。

このほかにも、信仰の山として知られる加波山、春にヤマザクラとカタクリの花が楽しめる吾国山等の山々があり、季節をとおして、初夏の新緑、秋の紅葉、冬の雪山といった四季の景観を楽しむことができます。気象条件がそろえば、立ちこめる雲海を山の頂や中腹から見下ろすこともできます。また、山中では、鳴滝、馬滝、赤滝が山々から流れ落ちてくる様子を見ることができます。



鳴滝

古く万葉集等に詠まれ、『常陸国風土記』にも「信筑川」と表記されている恋瀬川が、山懐から霞ヶ浦に向かって流れています。本市域東側には園部川が流れ、これらの川に沿って肥沃な水田地帯が広がっています。川に架かる橋からは、筑波山や山並みを背にした田園景観が見られます。恋瀬川と園部川との分水嶺<sup>7)</sup>地帯には、なだらかな傾斜地が入り組んだ独特の畑作地景観も見ることができます。

山王川の上流部にある柏原池は、お花見スポットとして有名で、野鳥を観察することができます。このほかにも、各所にため池が分布していて、市街地に身近な自然が残されています。

古来より市内各所で湧水が見られ、「小目井」、「石井」、「室ヶ井」、「鈴緒井」、「野々井」、「杉の井」は府中六井と並び称された伝承が残ります。昭和30年代に市街化でほとんどが消えてしまいましたが、「小目井」、「石井」、「杉の井」は、地元の方々の協力により、今でも大切に守られています。



府中六井「石井」



府中六井「小目井」

<sup>7)</sup> 降った雨の水が異なる水系に流れる境界となっている山稜のこと。

## 歴史的景観

霞ヶ浦を見下ろす台地には、東日本で第2位の規模を誇る前方後円墳の舟塚山古墳が立地しています。

市街地には、律令制度下の奈良時代に置かれた常陸国の国府跡が残り、国府の北には国分寺跡、国分尼寺跡が立地しています。国府は中世になると、常陸大掾氏により府中城に改造され、現在もその土塁等を見ることができます。

江戸時代には水戸街道（江戸街道）の宿場が整備され、それ以後、商業の中心地として栄え、常陸府中藩の陣屋も置かれました。市街地には、町家造りや蔵造りの歴史的建造物が点在しています。また、昭和4（1929）年の大火以降に多く建築された看板建築は、街並みの特徴の一つとなっています。

城南地区の高浜では、『常陸国風土記』にも記述が見られる美しい筑波山を現在でも眺めることができます。また、江戸と常陸国を結ぶ霞ヶ浦水運によって明治初頭まで大いに活気づいていた頃の歴史的な雰囲気や、家並みやレンガ造りの煙突等から感じ取ることができます。

八郷地域の恋瀬川中流・上流域には、丸山古墳、佐自塚古墳等の中規模クラスの古墳が分布するほか、国分寺等へ瓦を供給した瓦塚窯跡、善光寺楼門等が残り、古代からこの地で人々が生活してきたことがうかがえます。また、八郷地域は「にほんの里100選」に選ばれていて、約40棟の茅葺き民家が残る里山風景が広がっています。「筑波流」と呼ばれる独特の葺き方で葺かれた屋根は、特に軒先と棟のおさめ方が技巧的で装飾的な特徴が際立ち、茅葺職人の技術を見ることができます。



水戸道中石岡の一里塚



高浜



茅葺き民家

### 第3節 歴史的背景

本市は、原始から集落が開かれ、広域的な政治・文化・経済の中心を担う都市として、時代に応じた役割を果たしてきました。

旧石器時代以降の人々の活動の痕跡が遺跡や遺物として残され、古墳時代には東国最大級の前方後円墳が築かれました。奈良時代には国府の設置、国分寺・国分尼寺が建立される等、常陸の政治・文化の中心地として栄えました。また、古くから交通の要衝としても栄え、江戸時代には水戸街道の宿駅である府中宿が置かれました。霞ヶ浦や恋瀬川等に舟運が開かれると、高浜港（高浜河岸）からは、米のほかに酒、醤油、炭、薪、材木等が積み出されていきました。近代になると水運をいかした物資の集積地として醸造、製糸等の諸産業が栄えました。さらに、日本鉄道海岸線（現在のJR常磐線）友部～土浦間が開通し、石岡駅、高浜駅が設置され、霞ヶ浦の水運と合わせ、水陸交通の要衝として栄えました。昭和初期には、鹿島参宮鉄道が石岡～鉾田間の全線で開通し、石岡～柿岡間で乗合バスが運行を始める等、陸上輸送が活発になりました。

#### （1） 旧石器・縄文時代

##### 【人々の暮らしのはじまり】

本市における人々の暮らしは約30,000年前の旧石器時代に遡ります。恋瀬川に臨む台地の周辺部を中心に半田原遺跡や二子塚遺跡、猫松遺跡等6か所の旧石器時代の遺跡が確認されています。

縄文時代の遺跡は、旧石器時代よりも多く確認されるようになります。早期後半（7,500年前）には、地蔵窪貝塚に代表される貝塚群が形成され、縄文海進で生まれた内湾が、人々に恵みをもたらした様子が確認できます。地蔵窪貝塚では、その豊かな環境を象徴するように、ハマグリやマガキ等23種類の貝類が確認されました。

前期には外山遺跡や新池台遺跡に代表される密度の高い集落が形成されはじめます。

中期には、気候が温暖化して安定し、市内全域に遺跡範囲が拡大します。また、大規模かつ特徴的な遺構が確認されるようになり、東大橋原遺跡では土器焼成遺構が見つかります。大作台遺跡では有段式竪穴住居のような特徴的な遺構が確認されています。

後・晩期になると、その遺跡数は格段に減少します。しかし、三村や大増、弓弦で土偶が出土する等、人々の生活が縄文時代を通じて連綿と続いていたことが確認できます。

#### （2） 弥生時代

##### 【農耕社会】

紀元前5世紀頃、灌漑<sup>8)</sup>を伴う本格的な水田耕作が北部九州から東北地方まで広まりました。青銅製品もほぼ同時に、そして、やや遅れて鉄製品も列島社会になくはならないものとなっていきました。弥生時代の本格的な始まりです。

<sup>8)</sup> 河川や地下水等の外部から水を引き、田畑を耕作するために人工的に給水をしたり排水をしたりすること。

本市では、弥生時代前期の遺跡は見つかっていませんが、中期になると新池台遺跡や下ノ宮遺跡等が確認されるようになり、南関東や福島県等、周辺地域との交流を物語る土器も出土しています。

後期には、餓鬼塚遺跡、槇堀遺跡、石岡別所遺跡や外山遺跡等が確認されています。集落の規模も中期に比べて次第に大型化していく傾向がうかがわれ、水田耕作を中心とした農耕社会が定着したと推測されます。

このことは、同時に「支配領域」という概念を生み、集落域をまとめる有力者の登場を促しました。集落域同士の鉄製品等の交易圏を巡るいさかいが「戦い」に発展し、その勝敗に直結する有力者の統率力が、身分社会の「階層性」を生み出し拡大させたのも、弥生時代の特徴です。弥生時代の社会は決して穏やかな日々だけではなかったようです。

### (3) 古墳時代

#### 【古墳の造営】

古墳時代は、農業技術が飛躍的に発展を遂げました。集落の大規模化、拠点化の進行に伴って、それら集落群をまとめてクニ（現在の市町や郡程度の領域）を支配する首長が登場し、人々の間の階層差が弥生時代に比べて飛躍的に顕著になりました。首長は、その支配力と畿内の政権との緊密性を後ろ盾にしていることを誇示する必要性から、大規模な古墳を造るようになります。こうして、3世紀の中頃に古墳時代が幕を開けました。



丸山古墳

本市では360基以上の古墳が確認されていて、丘陵部や台地の先端部に築造される例が多く、恋瀬川に面する台地辺縁部に最も多く認められます。ほとんどが後期の小規模な古墳の集まり（群集墳）と考えられますが、後生車古墳、丸山古墳、佐自塚古墳等は前期に築造されたものです。

丸山古墳は、全長55mの前方後方墳で、発掘調査により銅鏡や鉄剣、鉄槍、銅鏃等の武器類や玉類等の豊富な副葬品が納められていました。また、遺骸の頭部と推定される場所には水銀朱がまかれていることから、畿内政権との密接な関わりをもつ、八郷地域の首長の墓と見られます。また、佐自塚古墳は、丸山古墳を上回る全長60mの前方後円墳で、時代的に近隣の丸山古墳等に後続する首長墳です。恋瀬川を見下ろすこれらの古墳の存在は、古墳時代の初期から、豊かな農耕地や水運を背景に、有力首長によって八郷地域が支配されていたことをうかがわせます。佐自塚古墳の北約700mに位置する佐久上ノ内遺跡では、東西70m、南北50m以上の範囲を幅約3mの溝で方形に区画した「豪族居館」が発見されています。出土した土器の年代から佐自塚古墳被葬者の居館である可能性が高く、考古学的な所見から首長の墓である古墳と、その首長の居館との対応関係がわかる貴重な事例です。

また、古墳時代中期の5世紀前半に造られた舟塚山古墳は東日本で2番目の規模を誇り

ます。恋瀬川と山王川に挟まれた石岡台地に位置する前方後円墳で、全長 186m、後円部径 90m、前方部幅 99m、後円部高 11m、前方部高 10m で 3 段に築成され、古墳の周りには濠の痕跡が残っています。恋瀬川の出口と霞ヶ浦の接点の「津（湊）」となる絶好の立地を背景に、強大な権力をもった大首長が存在していたことを示しています。また、古墳を横から見た形が、霞ヶ浦から舟を乗り入れる形に見えることから入舟と呼ばれ、市民に親しまれてきました。

舟塚山古墳の北東約 300m には、全長 97m の大型前方後円墳、府中愛宕山古墳が立地します。この古墳は、舟塚山古墳とは逆に、霞ヶ浦に舟を乗り出す形に見えることから出舟と呼ばれています。

古墳以外の遺跡では、宮平遺跡で製鉄跡や祭祀的な意味があると思われる特別な竪穴建物跡が確認されたほか、県内で初例の巴形銅器（現在は計 2 例）が出土しています。

#### （４） 奈良・平安時代

##### 【常陸国】

常陸国は、はじめ常道（直道）国と呼ばれていましたが、後に常陸国と呼ばれるようになったといいます。国内は新治・白壁（真壁）・筑波・河内・信太・茨城・行方・香島（鹿島）・那賀（那珂）・久慈・多珂（多賀）の 11 郡に分かれました。

常陸国の成立については、『常陸国風土記』にも記されています。相模国の足柄山より東の地域は「我妻国」と総称され、後の常陸国にあたる新治・筑波・茨城・那賀・久慈・多珂の六つの国は、それぞれ国造によって支配されていました。しかし、孝徳天皇の時代になり高向臣・中臣幡織田連等が東国を統治すると「我妻国」は 8 か国に分割され、そのうちの一つが常陸国になったとあります。

『常陸国風土記』茨城郡の条には本市に関する記述も見られます。「郡より西南に近く河間有り。信筑の川と謂ふ。源は筑波の山より出で、西より東に流れ、郡の中を経歴て、高浜の海に入る」とあり、恋瀬川が信筑川、霞ヶ浦の高浜入が高浜の海と呼ばれていたことがわかります。

孝徳天皇時代の天智改新で政治改革が行われると、常陸国は東国の地方行政府として新たに編成されました。中央集権国家のもとに国－郡－里が設けられ、それぞれに国司－郡司－里長が置かれる形で政治組織の体制が敷かれました。役所である常陸国の国府（国衙）は、茨城郡に置かれ、現在の石岡小学校敷地内に位置していました。発掘調査により、国府中央部の国庁とその西側に位置する曹司（官舎）の存在が明らかとなり、建物の配置や構造とともに、その変遷も確認されました。

国司の重要な職務の一つに、国内の神々を訪れて参拝する「神拝」がありました。国司は、都から着任すると国内の大社に順次参拝する習わしがあり、その巡拝の順序によって一宮、二宮の称呼が生まれました。

当時茨城郡に属していた本市には、郡の役所である郡衙（郡家）や郡寺が置かれました。貝地にあった茨城廃寺は、この郡寺と考えられている古代の寺院跡で、発掘調査により法隆寺式伽藍配置の金堂・塔・講堂・中門跡等が検出されました。遺物は平瓦・丸瓦・軒丸瓦・軒平瓦があり、中には仏像が描かれた瓦もありました。また、「茨木寺」をはじめとする多数の墨書土器が出土しています。郡衙（郡家）は貝地・田島の外城遺跡に推定されています。



茨城廃寺跡

茨城廃寺が建立された後の天平 13（741）年、聖武天皇は国家鎮護・万民息災を願い、諸国に国分寺（金光明四天王護国之寺）と国分尼寺（法華滅罪之寺）を建立するように命じた国分寺建立の詔を発しました。常陸国においては、国府が所在する茨城郡に国分寺・国分尼寺が建てられました。国分寺には 20 人の僧を置き、国分尼寺には、10 人の尼僧が置かれました。



常陸国分尼寺跡

国分寺は現在の真言宗国分寺の境内に位置し、発掘調査では、中門・金堂・講堂等の主要伽藍が検出され、規模が明らかになっています。中門と金堂には回廊が取りついていたことも確認されて

います。七重塔は寺域東側に位置していたと推定され、鐘楼基壇が現本堂の西側から発見されました。国分尼寺は、国分寺から北西に約 500m の位置に立地していました。発掘された礎石群から、中門・金堂・講堂の主要伽藍が一直線上に位置していたことが明らかになりました。

鹿の子遺跡は国分尼寺の北方約 300m に位置し、奈良時代から平安時代初期にかけて営まれた国府に付属する官営工房跡と推定されています。また、国府や国分寺・国分尼寺に瓦を供給する窯跡として、瓦塚窯跡が注目されます。操業は 100 年以上にも及び、製鉄炉が 1 基、須恵器窯跡が 1 基、瓦窯跡が 34 基を数える全国最大級の窯跡です。

鹿の子遺跡の発掘調査で出土した漆紙文書には、当時の戸籍や計帳、調帳、出挙帳、検田帳、兵士自備戒具検閲帳、具注曆、人口集計等が書かれていました。漆紙文書は、国庁等で用いられた帳簿類が反故紙として払い下げられ、漆を貯蔵する容器の蓋紙として再使用されたものであるため、円形・半月形に残存しています。人口集計文書から、奈良時代末期の常陸国の人口は約 22～24 万人であったと推定されます。

9 世紀半ばから末期にかけては、俘囚（朝廷に帰属した蝦夷）の蜂起等が発生し、関東地方の治安は乱れました。悪化した治安を維持するため、桓武天皇の曾孫である高望王が平朝臣の姓を賜り、上総介として赴任してきました。いわゆる桓武平氏の成立です。高望王の子

の国香は常陸国の大掾と鎮守府将軍に任じられ、東石田（筑西市）を拠点としていました。

天慶2（939）年、常陸国受領藤原維幾らと対立した平将門が常陸国府を攻撃し、国印や正倉の鍵を奪い、関東地方を制圧し新皇を称しますが、平国香の子で常陸掾兼常陸国押領使に任じられた平貞盛や下野掾藤原秀郷らによって翌年鎮圧されました。こののち、貞盛の養子維幹（貞盛弟繁盛の子）から続く維幹流平氏が、国府を含め常陸国内に勢力を広げていき、常陸平氏と呼ばれるようになります。

## （5） 鎌倉時代

### 【中世府中の活動】

中世の石岡地域は、国府が所在することから「府中」と呼ばれていました。国衙の在庁官人<sup>9)</sup>や常陸国総社宮の神主、武士、農民等の様々な人の往来があったこと、また、水陸交通の中継地点であり常陸国南部の流通・経済の拠点として繁栄していたことから、定期的に府中六斎市が開かれていました。

中世の本市については、文書群から実態を想定することができます。税所<sup>まいしよけ</sup>家に伝えられた「税所文書」には、中世の文書が収められています。ここには、国内の所領田数を把握するために調査した大田文が含まれています。国分寺領が記載されている等、中世府中の様相がわかる貴重な史料です。「常陸総社文書」は、「鹿島神宮文書<sup>10)</sup>」より古く、記録は治承3（1179）年から天保年間に及びます。永仁5（1297）年の徳政令に関する文書等、類例のない文書が多く、史料価値の高い文化財です。「元応元（1319）年十月日常陸国在庁・供僧等訴状断簡（前欠）」は、在庁官人の訴訟の文書の一つで、多くの官人が署名していることから、国府にどの程度在庁官人が存在していて、どのように組織が形成されていたのかを把握することができます。ほかにも、文書から官人たちの経済基盤が国衙財政の支出からではなく、「名<sup>11)</sup>」であったこと等が推測される等、在庁官人たちの生活をうかがうことができます。

### 【武家社会】

平安時代に成立した武士は、中世に入ると社会の中心を担うようになります。治承4（1180）年、平家打倒の令旨が以仁王によって発せられると、平家方に属し、常陸国で大きな力を保持していた佐竹氏を追討するため、源頼朝は常陸国府に入りました。兄の佐竹義政は、頼朝の帰



大矢橋と佐竹義政の首塚

<sup>9)</sup> 国府の事務官集団のこと。国衙内で「所」（専門部局）を担当し、「職」（専門部局の権益）を半ば世襲していた。

<sup>10)</sup> 鹿島神宮に伝わる古文書群のこと。武神としてあがめられた武甕槌神を祭神とする鹿島神宮と中世常陸国の武家との関わり等が示されている。

<sup>11)</sup> 国衙納税対象地の分配支配のこと。

順勸告に従い国府に向かう途中、園部川に架かる大矢橋で頼朝の命により殺害されます。弟の佐竹秀義は帰順を拒否し、金砂山城（常陸太田市）に籠城して頼朝軍と対峙しますが、落城し、奥州藤原氏を頼って敗走しました。大矢橋での義政殺害事件は、本市において中世武家社会が展開していく様子が確認できる出来事です。

## （6） 南北朝・室町時代

### 【南北朝の動乱】

常陸国の北部では佐竹氏が守護に任じられて勢力を拡大していましたが、南部には常陸大掾氏と小田氏が存在していました。頼朝により常陸平氏嫡流の地位を認められた馬場資幹の子孫（馬場大掾氏）は、国衙の政務を執る在庁官人と姻戚関係を築く等して結びつき、府中を拠点に勢力を強めていました。八郷地域は、小田氏の勢力下となり、柿岡城址をはじめ、多くの城館が築かれました。



府中城の土塁

元弘3（1333）年の鎌倉幕府滅亡後も東国は不安定な情勢であり、建武2（1335）年7月には北条時行が信濃で挙兵して鎌倉を占領した中先代の乱が勃発しています。乱に際し、大掾高幹（浄永）は北条方につき、相模川での合戦等で活躍しますが、平定のために東下してきた足利尊氏の軍に降伏しています。その後、南北朝の内乱時に当初南朝方に属していた大掾氏は、延元2（1337）年3月に府中に迫った北朝方の軍勢に勝利しますが、周辺情勢を受け、翌年7月までに北朝方に転じたため、逆に南朝方の小田・益戸氏に府中を攻撃されることとなりました。常陸における南北朝内乱は北朝方の勝利に終わり、大掾氏も室町幕府の出先機関として鎌倉に設置された鎌倉府に従うこととなります。以後、府中は北朝の拠点として比較的安定した時期が続きます。

府中城は、それまでの石岡城（外城遺跡付近）に代わり、大掾高幹とその子詮国の頃に築かれたといわれます。その後も度々拡張がなされていて、東西500m、南北400mの城域を持ち、幾重にも堀を巡らした堅固な城郭であったとされます。現在も石岡小学校には土塁の遺構が残されています。

南北朝期の霞ヶ浦沿岸等の経済活動を伝える史料の一つ、応安7（1374）年の「海夫注文」には、大枝津（小美玉市）が大掾氏支配として記されています。また、永享7（1435）年の常陸国南部の「富有仁」（有徳人）を記した史料では、本市内では、石河（石川）、中津河（中津川）、府中、鳥宝寺（長宝寺）、片岡、野田に分布していて、霞ヶ浦や恋瀬川に面した地域で活発に経済活動が行われていたことがうかがい知れます。

### 【小田氏と佐竹氏の攻防】

関東における有力領主の一つであった小田氏は次第に勢力を弱めていき、小田氏治の頃には、小田原北条氏に付き勢力の維持を図っていましたが、永禄7（1564）年2月に佐竹氏・上杉謙信により小田城を攻略され、配下の土浦城へ逃れます。一方、佐竹義昭は、後妻に大掾慶幹の娘を娶り、家督を義重に譲って府中に入り、弟を大掾氏の養子に入れ大掾昌幹と名乗らせる等、積極的に常陸南部への進出を図ります。しかし、永禄8（1565）年11月に義昭が死去すると、大掾氏家臣団は昌幹を追放して大掾貞国を当主に復帰させ、また、小田氏治が小田城を奪還します。これを受け、上杉謙信が小田氏へ出兵の圧力をかけると、小田氏治は謙信に降伏することとなります。これにより、佐竹氏は当時「北之郡」（茨城北郡）といわれていた八郷地域を手に入れ、居城を追われ佐竹氏の客将となっていた太田資正・梶原政景父子を片野城へ入れ、また真壁城の真壁氏に柿岡城を預けました。

永禄12（1569）年に入り、佐竹氏らは小田氏の所領に攻勢を仕掛け、圧力をかけていきました。これに対し、同年11月、小田氏治は風返峠を越えて片野城への攻撃を仕掛けます。片野城・柿岡城にいた太田父子は佐竹氏へ救援を頼み、真壁城主真壁氏幹が湯袋峠（小幡）を越えて来援し、太田父子とともに手這坂（小幡字手葉井）で小田氏を迎え撃ちます。佐竹方は鉄砲を用いる（常陸国内で初めての合戦での鉄砲使用といわれている）等して小田氏を撃退し、この間、佐竹方の別動隊が防備が手薄となった小田城を攻略したことで、小田氏治は小田城へ帰還できず土浦方面へ敗走しました。

## （7） 安土桃山時代

### 【佐竹氏の仕置】

大掾貞国の子清幹は、園部川流域の所領争いに端を発し、水戸城主江戸重通と2回にわたり争います。天正16（1588）年2月からの第2次府中合戦では、江戸氏に味方した佐竹氏によって府中城下が焼き払われ、清幹は和睦を結びます。天正18（1590）年の豊臣秀吉による小田原北条氏攻めの際には、清幹は佐竹義宣へ自身の執り成しを依頼したり、石田三成の家臣島左近へ人質拋出について相談する等、大掾氏存続を図っていました。

しかしながら、豊臣秀吉は佐竹義宣に常陸と下野の所領を安堵します。天正18（1590）年の末、佐竹氏は仕置のため出陣します。まず水戸城の江戸重通を逐い、次いで府中城を攻撃します。大掾方の抵抗も空しく城は落城して大掾氏の当主清幹は城下で自害し、ここに中世を通じて府中を治めてきた常陸大掾氏は滅亡しました。

市内には、府中城跡や南の三村城跡のほか、太田資正が城主を務めた片野城址、真壁義幹の柿岡城址等、多数の城が点在し、当時の様子を偲ぶことができます。また、佐竹氏による府中攻めと大掾氏滅亡に際し、城下は戦火に見舞われ、国分寺の堂塔を始めとする府中にあった寺社の多くが焼失しました。

## 柿岡のおまつり

柿岡のおまつりは柿岡八坂神社の祇園祭であり、八郷地域最大のお祭りです。佐竹家臣で柿岡を与えられた長倉義興が文禄4（1595）年に那珂郡長倉から八坂神社を遷したとされ、祭礼もこの頃始まったと考えられています。昔は7月23・24日に行われていましたが、現在は毎年7月第4日曜日とその前日の土曜日に、柿岡10町内が参加し行われています。祇園祭には「本祇園」と「にわか祇園」があり、「本祇園」でしか出されない出し物があります。各町内の代表者が集まりその年をどちらにするか決めますが、かつては町内に疫病や火災がなく豊作の年には本祇園としていました。

祭礼の最初に市指定民俗文化財（無形）の「館獅子」が演じられます。館区は、13世紀の築城とされる柿岡城周辺の町内であり、「館獅子」は柿岡城築城時に城域の東南隅に創建されたとされる諏訪神社に伝わっています。その後、「館獅子」は、荒宿区（八幡町）が八幡神社から出す市指定民俗文化財（無形）「荒宿のささら」とともに、1日目の夕方（「宵祇園」と呼ばれる）と2日目の午前中に町内を練り歩きます。本祇園では、竹に紙花をつけ子供が担ぐ「幌」が館獅子に続いて練り歩き、幌は祭りが終わると厄除けとして分けられます。頭に5mほどの木竹で編んだ胴体がつけられる獅子は、約20人で担がれ、巡行中に時折、荒々しく暴れ回ります。また、荒宿では、県指定民俗文化財（無形）の「柿岡からくり人形」も披露されます。人形は、はらんばい人形、ことわり人形、くらし人形の3体で唐人の曲芸姿をしています。かつては毎年または一年おきに奉納されていましたが、現在は不定期になっています。2日目の午後からは、神殿町を出発した神輿が各町内を巡行したのち、本町（内宿）・上宿・仲町・新宿・下宿・北町の各町内から6台の山車が巡行し、山車の上では囃子と踊りが披露されます。現在では、上宿「祇園囃子」と下宿「横室囃子」は地元町内が披露し、本町は隣接する片野区の県指定民俗文化財（無形）「排禍ばやし」を披露しますが、ほか3町内の山車では石岡囃子が披露されています。



柿岡のおまつり

## （8）江戸時代

### 【府中の支配】

大掾氏を滅ぼした佐竹氏は府中の復興を行い、領国支配を進めました。現在の石岡市街地の原形は佐竹氏によるところが大きく、寺社の伝承では、この頃に元の所在地から移転したという話も多く見られます。しかし、関ヶ原合戦の戦後処理により、慶長7（1602）年、佐竹氏は秋田へ国替えになります。その後、府中の支配は六郷氏、天領、皆川氏、天領、松平信綱、松平信定、天領と変遷します。徳川家康は江戸に幕府を開いて、子の頼房を水戸藩主

としました。水戸徳川家は元禄 13（1700）年 9 月に頼房の子の頼隆（光圀の弟）を府中に入れて府中松平家としました。幕府から府中領、長沼領等合計 2 万石を与えられ、水戸徳川家の分家 4 藩（高松・守山・宍戸・府中）の一つとなりました。

府中松平家は水戸徳川家と同様に定府と定められ、参勤交代はありませんでした。代々の藩主は江戸に居住し、藩士の大部分も江戸に住みました。藩士の数は宝暦 2（1752）年で 150 名あまり、明治維新当時で約 200 名でした。

江戸時代に代官その他の役人が在任した屋敷や役宅は、一般に陣屋あるいは陣屋敷と呼ばれていました。松平頼隆によって成立した府中藩にも陣屋が置かれ、かつての城跡は古城あるいは城中等と呼ばれました。府中陣屋の会所には郡奉行や同心等の領内の民政を担当する諸役人が詰めていました。

### 【村落の様相】

石岡地域は、江戸時代には府中平村と呼ばれていました。平村は香丸組、中町組、守木組、富田組の 4 組に分けられ、庄屋、組頭の上に 2 名の町年寄が置かれて町の行政を執行しました。

府中の町の中央には水戸街道が南北に走り、宿駅として重要な役割を担っていました。街道の人馬継立の業務を行う問屋場や諸大名の参勤交代や水戸家御通行の際の旅宿となった本陣が置かれていました。

古くから政治の中心地であった府中は商業活動が近世中期以降発展し、町筋には商人たちが集住し、穀物・くり綿等が取引されました。近江商人等の諸国商人の往来も多く、市は近くの農民を集めてにぎわいました。府中の市は 3 の日に立ち、正月 13 日の初市には市祭りが催されました。

常陸国の中核都市であった府中には、手工業者、職人たちも集住していました。表通りは大店が並び、裏町は大工、畳職、桶屋、建具屋、指物師、屋根ふき等の様々な職種の人々が住んでいました。商人や職人が集まる府中でしたが、度々大火によって町は焼かれ、当時の姿が残る町家建築は現在、ほとんど残っていません。

高浜の村は、江戸時代に入ってから府中をはじめとする常陸南部と江戸を結ぶ重要な河岸として栄えました。元禄 11（1698）年の村明細帳によれば人口の多くが水運に携わって生計を立てていたと思われ、ほかには鍛冶・舟大工・酒屋・石屋が各々 1 軒ずつあったことがわかっています。宝暦・天明頃になると、河岸問屋が 10 軒ほどに増え、高浜河岸には、穀商・肥料問屋等の様々な商人・職人が集まりました。集まる荷物は、年貢米のほか、府中の商人が出荷する穀類・薪炭等で、高浜にあがる荷物は、醤油の原料となる赤穂塩や九十九里浜の干鰯、江戸からの衣類を中心とする様々な日用品でした。石川河岸では、薪炭等のほか、水戸藩の井関・石川村の年貢米を積み出していました。河岸は明治に入ってから鉄道が発達するまでは物資輸送の中心として栄え、高浜の問屋商人や内国通運は東京・銚子航路に蒸気船を導入しています。

霞ヶ浦では、漁獵が霞ヶ浦四十八津と呼ばれる自治組織によって運営されていました。小

鮒・エビ・雑魚が主な漁獲物で、寛永2（1625）年には、高浜入の一部は「御留川」として水戸藩の専用漁場となっています。当時は、個人で行う仕掛が小さい漁法が一般的で、網も用いられていましたが、明治10年代になると霞ヶ浦の風物詩となっている帆曳網漁が始まり、大掛りな大徳網漁が盛んに行われるようになります。

八郷地域は、30戸から40戸程度の村々が集まり山根53か村と呼ばれていましたが、三万石ほどの地域に、笠間藩・土浦藩・関宿藩・小田原藩等の大名の飛地、天領、旗本領等が入り混じっていました。そのため、検地の記録とともに、入会地であった山林・原野の領有権を争った「野論」・「山論」の史料も多数残されています。また、周囲を山に囲まれている八郷地域は、府中平村や現在のつくば市の村々等八郷地域以外の村々との山論も度々起きていました。

府中から真壁・筑波に至る要路であり恋瀬川の舟運も開かれていた柿岡村や片野村（柿岡地区）等には、酒・醤油の醸造業が発達し、年の暮れには日を定めて市が立ち、近村からの買い物客で賑わっていたことが昔話や伝説にも伝わるところです。恋瀬川の河岸は、八郷地域には川下から半田・川俣（川又）・片野根小屋・浦須・柿岡高友の5か所にありました。街道が発達した江戸期には、八郷地域のような主要街道から離れた地域でもいくつかの街道が通り、宿場が発達しました。銚子街道沿いの柿岡宿・上曾宿、宇都宮街道（瓦谷街道）沿いの瓦谷宿・小見宿・大增宿、つくば道沿いの根小屋宿・片野宿・小幡宿等がありました。

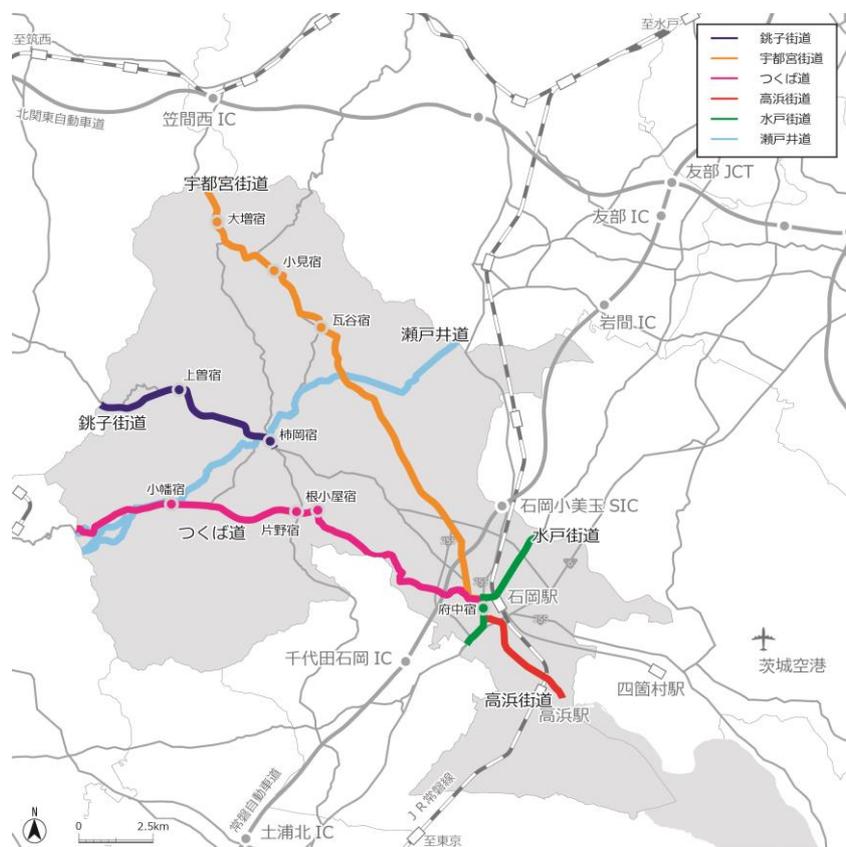


図 22 街道図

## 【天狗党の乱】

幕末の元治元（1864）年3月、水戸藩の重臣、田丸稲右衛門、藤田小四郎等を中心とする天狗党が兵を挙げました。

府中は水戸街道の主要な宿場であり、筑波山と天狗党が活動拠点とした水戸藩小川郷校（現在の小美玉市）や潮来郷校（現在の潮来市）へ向かう分岐点であったため、天狗党にとって重要な拠点となり、東耀寺が本陣に、国分寺、照光寺、華園寺等が宿舎となっています。

金丸町の新地八軒は、天狗党の幹部である藤田小四郎や竹内百太郎が集まる場となっていて、華園寺は、天狗党のうち超過激派の田中愿蔵の常宿でした。

同年6月に田中愿蔵組浪士が真鍋・中貫村（ともに現在の土浦市内）を焼打した際も、この華園寺から出発し、焼打後、同寺に滞陣しています。

同年8月下旬、幕府追討軍が筑波山に迫ったため、筑波山にとどまっていた天狗党の一派である上州勢は、下山して府中の国分寺に滞陣しました。これに対して柿岡村等53か村の農民は、染谷で浪士に対抗する動きを示したため、8月24日、上州勢は応援に来た潮来勢とともに染谷村を焼打にします。焼打後の9月8日、上州勢は再び府中に侵入しますが、民兵と府中藩兵が協力して杉並木一里塚付近に布陣し戦闘となりました。この戦闘と、それに続く府中焼打によって府中の町は160軒の家が焼かれたといわれています。戦いが終わると、幕府追討軍の手によって大規模な天狗党狩りが行われ、谷向刑場等で数多くの浪士が処刑されました。

この騒乱の過程で、天狗党は資金調達のため、筑波山大御堂によって付近四里四方の集落の富豪に差紙をつけて金銀や穀物を徴発しようとしていました。はじめのうち、その要求に応じていた富豪たちも再三の強要に苦しんで、天狗が来たとなれば皆逃げ隠れて要求に応じなくなりました。富豪だけでなく、近村の農民からも土地の所有高に応じて賦課したり陣馬の労力も強引に要求し、中には惨殺された穀屋もありました。柿岡村等の村々が自警団を組織し抵抗した背景にはこうした天狗党の狼藉もありました。この抵抗で多くの隊士が討ち取られ、天狗党は勢力を削がれていきました。

なお、勤王歌人で、桜田門外の変の際に高橋多一郎<sup>12)</sup>をかくまったことで捕らえられ、獄死したことで知られる佐久良東雄の生家は、史跡として保存されています。

---

<sup>12)</sup> 常陸水戸藩士で、桜田門外の変の首謀者の一人。

## 石岡のおまつり

江戸時代には信仰と結びついた年中行事が大切に行われていました。

現在、常陸国総社宮例大祭として行われている石岡のおまつりは、近世府中においては天王社の「祇園祭」として旧暦の6月13日・14日に行われていました。牛頭天王を祀る天王社は中町の本陣の隣、陣屋からの道の正面にありました。天王社は府中平村の鎮守社としての意味を持っていたため、夏祭りは村にとって重要な祭りでした。祇



常陸国総社宮例大祭

園祭では風流物を出して練り歩きます。明和年間の出し物の行列では、1番に富田のささら、2番に中町の屋台おどり、続いて香丸子供おどり、守木子供おどり、木之地みろく、泉町ふし、幸町田打おどり、青木ほうさい（念仏おどり）、若松町かたかた、中之内ほろ、金丸の人ささらが町中を練り歩いたと記録されています。

祇園祭が終わると、旧暦6月21日には青屋祭がありました。青いすすきを切って作った箸でうどんを食べ、その箸を川に流す民間の習俗は高浜で行われた神事の名残といわれています。神事は青屋の馬場で行われ、神拝は21日の夕方、午後4時頃から始まりました。祭礼は税所氏によって執り行われ、公家装束の税所氏と小仁所氏が侍姿の大勢の供をつれて参拝し、馬場で神馬を走らせました。現在では、毎年7月の連続した最終土曜日・日曜日に行われます。

祇園祭、青屋祭に続いてもう一つの祭りを出す負担が大きかったため、今ではその伝承は消え去ってしまいましたが、旧暦7月2日には愛宕社の祭礼が行われました。この祭りも、祇園祭と同じよう各町々からささらや子供おどり、風流物が繰り出してにぎわったといえます。この愛宕神社の祭礼は幕末の頃まで行われました。

### 【民間信仰】

近世の府中には様々な講がありました。中でも、商人ならではの信仰として、夷講えびすこうが信仰されていました。夷講は七福神の一つのエビス神を祀って商売繁昌の神として信仰するものです。同信の者の組織である講は、地域の共同体組織と重なる場合が多く、府中では稲荷信仰が盛んで、各町々の住民は稲荷社を祀って講を結んだ記録が残されています。このほかにも、星之宮の講の記録や大乘妙典日本廻国供養碑、大増の百観音から、近世石岡における庶民の信仰の形をうかがうことができます。

農村地域が広がっていた八郷地域には、信仰や農業と結びついたさまざまな講が結ばれていて、庚申講、二十三夜講等の記録や碑が残っています。また、身近な山への参詣やお蔭参りと称する遠方の社寺への参詣としては、筑波講、石裂講、大山講、伊勢講（伊勢参り）

があり、江戸の社寺へも参拝していました。

### 【醸造】

茨城県における醤油醸造業は、主に近江商人の手によって水運に恵まれた霞ヶ浦沿岸地方で元禄・享保期以降に開始され、次第に県南・県西から県北へ発展しました。府中における醤油醸造は宝暦・明和頃、高浜における醤油醸造は享保年間に始まったとされています。石岡の醤油は、創業以来、主として水戸藩内にその販路を開いていました。

醸造された醤油は銚子、野田と並び称されていましたが、伝統産業から近代産業へと移行し発展していく銚子と野田に取り残され、現在では醤油醸造業は本市に残っていません。

本市における酒造業は、元禄以前に遡り、北関東へ近江商人を多く送り込んだ近江国日野（現在の滋賀県蒲生郡日野町）出身の村田宗右衛門が江戸後期に酒造業（のちに醤油醸造業も）を始めてから明治中期にかけて発展しました。その後、茨城県内最大の酒造地となるのは明治時代中期から後期までになります。清酒「富士泉」を製造する藤田酒造は、初代が京都から石岡に移った寛正3（1462）年に酒蔵を構えたといわれ、日本に現存



府中誉株式会社

する酒蔵では、2番目の古さを誇ります。清酒「太平海」を製造する府中誉は、安政元（1854）年に創業し、主屋、長屋門等、計7棟が国登録有形文化財となっています。

## （9） 明治・大正・昭和（20年まで）時代

### 【近代の石岡】

黒船が来航し、対外危機や内乱で幕藩体制は幕末期に揺らぎました。諸外国に対する危機感から尊王攘夷運動がおこり、「（8）江戸時代」で記したとおり、水戸藩では尊王攘夷派の天狗党が筑波山で挙兵し、元治元（1864）年3月に天狗党の乱を起こしました。

徳川幕府が崩壊して明治維新を迎えると、明治2（1869）年に府中は石岡と改称され、同8（1875）年に茨城県が成立しました。同22（1889）年には町村制実施によって、八郷地域には柿岡町・小幡村・葦穂村・恋瀬村・瓦会村・園部村・林村・小桜村が成立し、石岡地域には石岡、高浜に役場が開設され、石川村・井関村は合併して関川村となり、染谷・村上の2村は石岡町に編入されました。

### 【産業】

明治維新後の産業は引き続き、呉服、染物、砂糖、肥料商、製糸業、酒・醤油の醸造業が中心でした。明治20年代以降は、醸造業等の伝統的な産業で蓄積された資本を基盤として製糸業、銀行業等の近代産業が勃興し、明治40年代以降になると電気供給事業、鉄道事業等の公共的な性格をもつ企業が出現します。

表8 戦前昭和期における石岡の醸造業者<sup>13)</sup> (昭和6 (1931) 年 (国道拡築記念石岡町市街全図)、昭和10 (1935) 年「市内著名営業者一覧」より作成)

清酒	屋号	商標	町名	醤油	屋号	商標	町名
大和田健三郎	久保倉	大徳	木之地	大和田健三郎	久保倉	大徳	木之地
柴野善兵衛	銚善	長寿	仲之内	武石伊兵衛	-	笹印	仲之内
冷水彦太郎	角蔵	都白菊	香丸	濱平右衛門	小川屋	山吉	香丸
石岡酒造	-	平和菊	元真地	多田清兵衛	岡清	カネ吉	香丸
山本吉蔵	白鹿	白鹿	金丸	一色宗十郎	富士色	富士色	守木
川上廉太郎	大坂屋	白扇	金丸	矢口徳太郎	西宮	亀甲西	守木
山内又兵衛	橋本	太平海	富田	久松直助	久松	丸正	幸
島田勘太郎	境屋	さか利升	青木	野口藤三郎	浜屋	丸重	青木
渡辺子之吉	川崎屋	泉川	泉	金子源兵衛	金源	カネ十	国分
波辺梅之助	川崎屋	梅泉	泉	家田太兵衛	廣屋	亀甲廣	国分
戸田和助	和泉屋	我が君	泉	石塚角助	石塚	富士石	泉

明治14 (1881) 年には醤油の醸造家であった村田正恭によって、蒸気機関を使用した精米所が設立され、明治20年代には石岡の製糸業の中心となった石岡製糸所、熊岡製糸所が設立されました。明治22 (1889) 年には、発達した近代産業を金融面から支える機関として、石岡銀行が設立されました。

鉄道事業も発達し、石炭輸送のため水戸街道に沿って東京と常磐炭田地帯を結ぶことが計画され、明治28 (1895) 年11月には、日本鉄道によって友部-土浦間の鉄道が開通し、明治34 (1901) 年11月には、土浦線、磐城線、水戸線の一部が統括されて現在の常磐線の前身である日本鉄道海岸線となりました。さらに、明治39 (1906) 年の鉄道国有法によって日本鉄道が国有化され、明治42 (1909) 年には常磐線と改名されました。

大正11 (1922) 年には、有力商人の資本力を背景に、鹿島参宮鉄道株式会社が設立されます。石岡を起点に鉾田町までの鉄道敷設が計画され、大正13 (1924) 年に石岡-小川間の鉄道が開通すると、沿線から木材や甘藷等が運ばれました。昭和4 (1929) 年5月には鹿島参宮鉄道が鉾田町まで延長されたことで鹿島神宮鉄道の全線が完成します。

大正13 (1924) 年、恋瀬の友部重太郎や三村の海東惣一郎らは、高浜-柿岡間に鉄道を敷設する計画を立てます。柿岡鉄道 (のちの加波山鉄道) と名付けられた計画は、柿岡から大增を経由して稲田までの延伸も考えられていて、常磐線と水戸線を結ぶという壮大な構想でした。加波山の良質な石材の輸送や、路線沿いにある親鸞ゆかりの地を巡る参拝、加波

<sup>13)</sup> 明治中期から戦前昭和期にかけて、村田宗右衛門、小網郡次、真家宗兵衛、水谷西之助折本宗七、野口勘兵衛が廃業している。なお、表8の醤油醸造の武石伊兵衛も戦前昭和期には廃業した。

山への観光等が期待されました。昭和2（1927）年に、加波山鉄道に工事施行の認可が下り、測量や用地買収、建設工事も一部行われましたが、残念ながら工事難航、資金不足から計画は頓挫し、まぼろしの鉄道となりました。現在でも根小屋から柿岡方面への直線道（通称「汽車道」）や八郷総合支所近くにある築堤跡に壮大な計画の名残を見ることができます。

常磐線、参宮線は発展を続けましたが、一方で、自動車が登場すると水運は次第に衰退し、昭和の初めには終息していきます。それに伴い、水上交通に関係する港、産業、商業も急速に衰えています。

明治末期から昭和初期にかけては、鉄道業とともに電気供給事業が創業します。醤油醸造家の浜平右衛門をはじめとする有力商人が集まり、明治44（1911）年、石岡町に電燈電力を供給するため石岡電気株式会社が設立されました。当初は金丸町に置かれた蒸気機関ほかによる火力発電でした。その後、利根発電株式会社の電力を購入し、一般需要家にも供給するほか、志筑村や竹原村、堅倉村への供給も開始されました。

高浜町でも、明治44（1911）年に高浜電気株式会社が設立され、高浜町のほか、田余村、小川町へ供給していました。しかし、大正7（1918）年に変電所火災に見舞われ、翌年石岡電気と合併します。

石岡電気は合併を繰り返し、名称も茨城電気株式会社と改称し、昭和17（1942）年の配電統制令による統合直前には新治郡、鹿島郡、行方郡の大部分及び東茨城郡、猿島郡、北相馬郡の一部に供給する県下有数の電気供給会社となっていました。

八郷地域でも、大正10（1921）年に恋瀬電気株式会社が設立されました。周囲の山岳からの豊富な水を利用した水力発電で、創立以来増資を繰り返したものの、大正13（1924）年には発電所が全焼する等の災厄に見舞われたこともあり、経営内容はほぼ一貫して極めて厳しいものでした。因みに電灯需要は、恋瀬村一円の416戸、取付灯数615灯、電気料収入は半期で2,560円に過ぎませんでした。結局、戦時体制下の配電統制令により昭和15（1940）年、帝国電灯に合併され、茨城県内各地に点在していた小電力会社の最後の灯となりました。

公共的な性格をもつ事業としては、ほかには開拓事業が挙げられます。大正8（1919）年当時における食糧不足と米価の急騰を背景として、食糧増産のため大正9（1920）年、高浜の醤油醸造家羽成卯兵衛によって霞ヶ浦最初の干拓事業として関川村の八木干拓が計画されます。堤防を築いて水を仕切り、内部を排水して干拓する工事が進められました。大正15（1926）年5月には、全長約3,700mの堤防が完成し、昭和3（1928）年には約54町歩の田が開拓されました。

高浜町では高浜三村耕地整理組合が誕生し、恋瀬川下流一帯の広大な原野の開墾と霞ヶ浦の水面を埋立て、約125町歩の干拓地を造成する計画が立ち上がりました。しかし、堤防が完成するたび大洪水によって決壊したため工事は約30年続き、昭和30（1955）年に完成しました。

### 【石岡のまちづくり】

昭和4（1929）年3月14日に石岡の町で大火が発生しました。中町周辺で出火した火は強風にあおられて、各町に燃え広がり、600戸以上が全焼しました。この大火に対して、全国から義捐金や援助物資が届き、石岡の町は復興に取り組みました。防火性を高めるため、新しいまちづくりでは道が拡幅され、前面を中心にモルタルやタイルで覆った看板建築が建てられました。大火の後も石岡は厄災に見舞われ、昭和10、13、16（1935、1938、1941）年と続いて大洪水に巻き込まれました。昭和16（1941）年には第2次世界大戦が勃発し、同20（1945）年に終戦しました。戦時中は、本市内でも民間の滑空機訓練所・専門学校が開設され、戦争末期には予科練の訓練施設として使用されました。また、石岡地域には海軍の航空基地が急造され、滑走路の痕跡が現在でも地割に残るほか、飛行機を隠す掩蔽壕も残存しています。戦争後期になると、国民学校（現在の小学校）では佐久良東雄の事績が「修君愛国」教育に利用されたこともありました。

戦争直後は、食糧難や伝染病の発生等の社会不安に動揺しながら、昭和27（1952）年、サンフランシスコ講和条約の締結により現代を迎えます。

### 【地磁気観測所】

地磁気とは、地球が持つ固有の磁気のことをいいます。船舶の安全運行等に役立てることができ、日本では明治時代から東京の中央気象台で観測されていました。しかし、明治末に東京の市電の路線延長が計画されると、それに伴い、市電の発する人工雑音磁場によって地磁気の観測に影響が出るということが明らかになりました。地磁気



地磁気観測所

観測の移転先として、東京から比較的近く、将来にわたって人工雑音磁場の影響を受けないと推測される八郷地域の柿岡が候補にあがり、明治45（1912）年に移転されました。

現在では、世界の観測所で4か所のみを設置されているD S T<sup>14)</sup>指定観測所として精度の高いデータを収集しています。本館や実験室等は、大正時代に竣工し、施設一般公開の際には現在でもドイツ風の建築を見ることができます。

### 【私塾】

石岡では、幕末に多くの私塾や寺子屋が開学され、明治5（1872）年に学制が施行されて以降も、私塾において活発に教育が行われていました。

府中には、兼子塾や岡田靖甫・徹斎親子の寺子屋等があり、中でも塾主を鈴木銀四郎が務めた長峰塾と鈴木文輔が開いた檜山塾は有名です。長峰塾は水戸学に基づいた教育を行い、和漢書の粗読・作詞・作文・習字等を指導していました。檜山塾は、実用的な儒教的精神に

<sup>14)</sup> 地磁気嵐の大きさを表す指数のこと。地磁気嵐は、通信システム等に大きな障害を与えることがある。

基づいた厳しい道徳教育を行い、男子は漢学を主に学び、そのほかには読書・作文・習字・和算、希望者には易学を教えていました。照光寺学寮は明治6（1873）年の石岡小学校開設に伴い校舎として利用されています。

#### **（10） 昭和（20年以降）・平成・令和時代**

戦後、日本には連合国最高司令官総司令部（以下、「GHQ」という。）が東京に置かれます。GHQは治安維持法廃止や特別高等警察廃止等を指令し、日本の旧体制の解体と民主化政策を進めました。昭和22（1947）年には直接公選制による町村長選挙が行われ、石岡地域や八郷地域の各町村に新しい首長が誕生しました。昭和29（1954）年2月11日には、町村合併促進法に基づき、石岡町と高浜町が合併し、水戸・日立・土浦・古河に続く5番目の市が誕生しました。同年12月には、三村と関川村が石岡市に合併し、人口は3万6,000人になりました。また、昭和30（1955）年には、新治郡柿岡町・小幡村・葦穂村・恋瀬村・瓦会村・園部村・林村・小桜村の1町7村が合併して、人口約3万3,000人の八郷町が成立します。

以後、戦後のまちづくりとして、茨城県によって工場の誘致開発が行われ、昭和47（1972）年に柏原工業団地が完成しました。平成4（1992）年のニュータウン南台の完成を経ながら平成17（2005）年10月1日に旧石岡市と旧八郷町が合併し、新しく石岡市が誕生しました。

## 第2章 石岡市の文化財の概要と特徴

本市には、令和5（2023）年8月時点で国指定文化財8件、国登録文化財19件、県指定文化財37件、市指定文化財81件の計145件の指定・登録文化財があり、県内の他の市町村と比較しても指定・登録文化財が多い状況であるといえます（指定文化財では、44市町村中8番目）。

指定・登録文化財を類型別に見ると、有形文化財の建造物が28件と最も多くなっていて、そのほとんどは国登録有形文化財です。中でも看板建築群は国府地区にまとまって残されていて、当時の最先端の様式に石岡の職人の技術が取り入れられた独特の建築を現在でも見ることができます。建造物には、地域の歴史的環境や自然的環境等が反映されていて、個性ある景観を形成しています。次いで彫刻が22件と多くなっていて、その大半が仏像であり、本市における仏教文化の様相をうかがうことができます。

文化財の類型に着目すると歴史資料の指定件数が少ないことから、今後は、基礎的な研究を継続して文化財への指定を図っていくことが望まれます。

表9 指定等文化財の件数

種別		国		県	市	計	
		指定等	登録	指定	指定		
有形文化財	建造物	1	19	2	6	28	
	美術 工芸 品	絵画	0	0	2	5	7
		彫刻	0	0	4	18	22
		工芸品	0	0	7	7	14
		書跡・典籍	0	0	3	4	7
		古文書	0	0	2	3	5
		考古資料	1	0	4	8	13
		歴史資料	0	0	1	1	2
	小計	2	19	25	52	98	
無形文化財		0	0	0	0	0	
	小計	0	0	0	0	0	
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	0	1	6	7	
	無形の民俗文化財	0	0	5	6	11	
	小計	0	0	6	12	18	
記念物	遺跡	6	0	4	10	20	
	名勝地	0	0	0	2	2	
	動物、植物、地質鉱物	0	0	2	5	7	
	小計	6	0	6	17	29	
文化的景観		0	-	-	-	0	
伝統的建造物群		0	-	-	-	0	
文化財の保存技術		0	-	-	-	0	
合計		8	19	37	81	145	

## 第1節 指定等文化財の概要と特徴

### (1) 国指定文化財

国指定の文化財は本市の歴史を語る上でなくてはならないものとなっています。種別を見ると、有形文化財2件、記念物が6件となっています。記念物のうち、2件が特別史跡に指定されています。時代区分としては、古代に属する文化財が多く指定されています。

国指定文化財の特徴は、常陸国の中心地であったことを物語る遺跡が多く指定を受けているところにあります。特別史跡の「常陸国分寺跡」や「常陸国分尼寺跡」、史跡の「常陸国府跡」からは、史跡の「瓦塚窯跡」と同じ瓦が出土しています。このことから、瓦塚窯跡で生産された瓦が国分寺や国分尼寺、国府を建立される際に使用されたことが判明しています。このように関連する文化財がまとまって残されているため、古代の石岡の雰囲気を感じることが出来ます。また、勤王歌人・佐久良東雄の生家である「佐久良東雄旧宅」は、県内では旧宅として唯一の史跡となっています。

表10 国指定文化財一覧

指定区分	指定文化財名	指定年月日	所在地	時代
有形文化財（建造物） 重要文化財	善光寺楼門	昭和58（1983）年12月26日	太田	中世
有形文化財（考古資料） 重要文化財	埴輪男子像	昭和34（1959）年12月18日	高浜	古代
記念物（遺跡） 特別史跡	常陸国分寺跡	昭和27（1952）年3月29日	府中五丁目	古代
記念物（遺跡） 特別史跡	常陸国分尼寺跡	昭和27（1952）年3月29日	若松三丁目	古代
記念物（遺跡） 史跡	舟塚山古墳	大正10（1921）年3月3日	北根本	古代
記念物（遺跡） 史跡	佐久良東雄旧宅	昭和19（1944）年3月7日	浦須	近世
記念物（遺跡） 史跡	常陸国府跡	平成22（2010）年8月5日	総社一丁目	古代
記念物（遺跡） 史跡	瓦塚窯跡	平成29（2017）年10月13日	部原	古代



善光寺楼門



舟塚山古墳



佐久良東雄旧宅



常陸国府跡

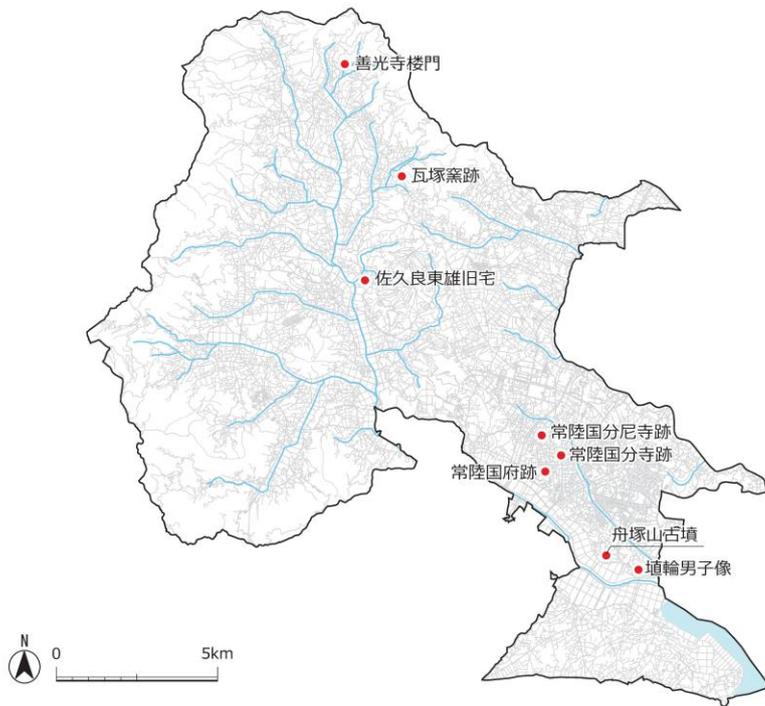


図 23 国指定文化財位置図

## (2) 県指定文化財

県指定文化財の種別を見ると、有形文化財が25件、民俗文化財が6件、記念物が6件となっています。類型別に文化財を見ると、工芸品が7件と最も多く指定されています。時代としては、中世の文化財が多く指定されている傾向にあります。

彫刻では、「木造十一面観音坐像」から、鎌倉時代中期における慶派仏師の作例を見ることができます。

歴史資料では、「鹿の子遺跡出土漆紙文書一括」が古代の社会の様子や律令体制下における地方行政の実態を明らかにする文書として有形文化財に指定されています。

「宝篋印塔」や「弥陀名号」等の工芸品等からは当時の信仰の様相をうかがうことができます。「漆皮軍配（伝太田道灌奉納、伝佐竹義宣奉納）」や「二枚胴具足」は当時の様式を示す工芸品として高く評価されています。

史跡や考古資料では、「巴形銅器」や「丸山古墳」、「丸山古墳出土遺物一括」、「鹿（埴輪）」等、弥生時代から古墳時代の文化財が多いですが、江戸時代の「石岡の一里塚」や「山縣大弐の墓」も指定されています。

民俗文化財は、「真家みたまおどり」が記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財（国選択）にも選択されている上、石岡地域や八郷地域の祭礼で披露される芸能等が指定されています。

天然記念物は、「球状花崗岩」と樹齢1,300年の「佐久の大スギ」があり、本市が立地する地質や植生等の自然環境と経過してきた歴史を見ることができます。

表 11 県指定文化財一覧

指定区分	指定文化財名	指定年月日	所在地	時代
有形文化財（建造物）	石岡の陣屋門	昭和43（1968）年 9月26日	総社一丁目	近世
有形文化財（建造物）	西光院本堂	昭和45（1970）年 9月28日	吉生	近世
有形文化財（絵画）	扁額三十六歌仙絵14面	昭和58（1983）年 3月18日	総社二丁目	中世
有形文化財（絵画）	紙本著色釈迦羅漢像	平成17（2005）年 11月25日	柿岡	中世
有形文化財（彫刻）	銅造阿弥陀如来三尊像	昭和40（1965）年 2月24日	茨城一丁目	中世
有形文化財（彫刻）	木造十一面観音立像	昭和40（1965）年 2月24日	若宮一丁目	中世
有形文化財（彫刻）	木造立木観音菩薩像	昭和36（1961）年 7月21日	吉生	古代
有形文化財（彫刻）	木造十一面観音坐像	平成18（2006）年 11月16日	田島	中世

有形文化財（工芸品）	宝塔鈴	昭和 40（1965）年 2月 24日	若宮二丁目	中世
有形文化財（工芸品）	蒔絵提筆筒	昭和 44（1969）年 12月 1日	県立歴史館	中世
有形文化財（工芸品）	漆皮軍配 （伝太田道灌奉納）	昭和 58（1983）年 3月 18日	総社二丁目	中世
有形文化財（工芸品）	漆皮軍配 （伝佐竹義宣奉納）	昭和 58（1983）年 3月 18日	総社二丁目	中世
有形文化財（工芸品）	弥陀名号	昭和 33（1958）年 3月 12日	大增	中世
有形文化財（工芸品）	二枚胴具足	昭和 45（1970）年 9月 28日	山崎	中世
有形文化財（工芸品）	宝篋印塔	昭和 49（1974）年 3月 31日	半田	中世
有形文化財（書跡・典籍）	妙法蓮華經	昭和 33（1958）年 3月 12日	大增	年代不詳
有形文化財（書跡・典籍）	一遍上人名号	昭和 39（1964）年 7月 31日	国府三丁目	年代不詳
有形文化財（書跡・典籍）	芹沢文書一括	昭和 44（1969）年 12月 1日	県立歴史館	中世～近世
有形文化財（古文書）	常陸総社文書	昭和 58（1983）年 3月 18日	総社二丁目	古代～近世
有形文化財（古文書）	税所文書	平成 27（2015）年 1月 22日	県立歴史館	中世
有形文化財（考古資料）	丸山古墳出土遺物一括	昭和 42（1967）年 11月 24日	柿岡	古代
有形文化財（考古資料）	経筒石櫃付	昭和 42（1967）年 11月 24日	柿岡	古代
有形文化財（考古資料）	鹿（埴輪）	昭和 44（1969）年 3月 20日	柿岡	古代
有形文化財（考古資料）	巴形銅器	平成 10（1998）年 1月 21日	染谷	古代
有形文化財（歴史資料）	鹿の子遺跡出土 漆紙文書一括	平成 14（2002）年 1月 25日	柿岡	古代
民俗文化財（有形）	土橋町の獅子頭	平成 4（1992）年 1月 24日	総社二丁目	近世
民俗文化財（無形）	富田のささら	平成 8（1996）年 1月 25日	国府五丁目	近世
民俗文化財（無形）	石岡ばやし	昭和 55（1980）年 2月 28日	石岡	近世

民俗文化財（無形）	（国選択） 真家みたまおどり	昭和 33（1958）年 3月 12日	真家	古代
民俗文化財（無形）	排禍ばやし	昭和 37（1962）年 10月 24日	片野	中世
民俗文化財（無形）	柿岡のからくり人形	昭和 38（1963）年 8月 23日	柿岡	近世
記念物（遺跡）	石岡の一里塚	昭和 33（1958）年 3月 12日	泉町	近世
記念物（遺跡）	府中愛宕山古墳	昭和 46（1971）年 12月 2日	北根本	古代
記念物（遺跡）	山縣大弐の墓	昭和 10（1935）年 11月 26日	根小屋	近世
記念物（遺跡）	丸山古墳	昭和 27（1952）年 12月 18日	柿岡	古代
記念物 （動物、植物、地質鉱物）	球状花崗岩	昭和 12（1937）年 2月 5日	吉生	
記念物 （動物、植物、地質鉱物）	佐久の大スギ	昭和 16（1941）年 3月 31日	佐久	



木造十一面観音坐像



漆皮軍配（伝太田道灌奉納）



宝篋印塔



真家みたまおどり

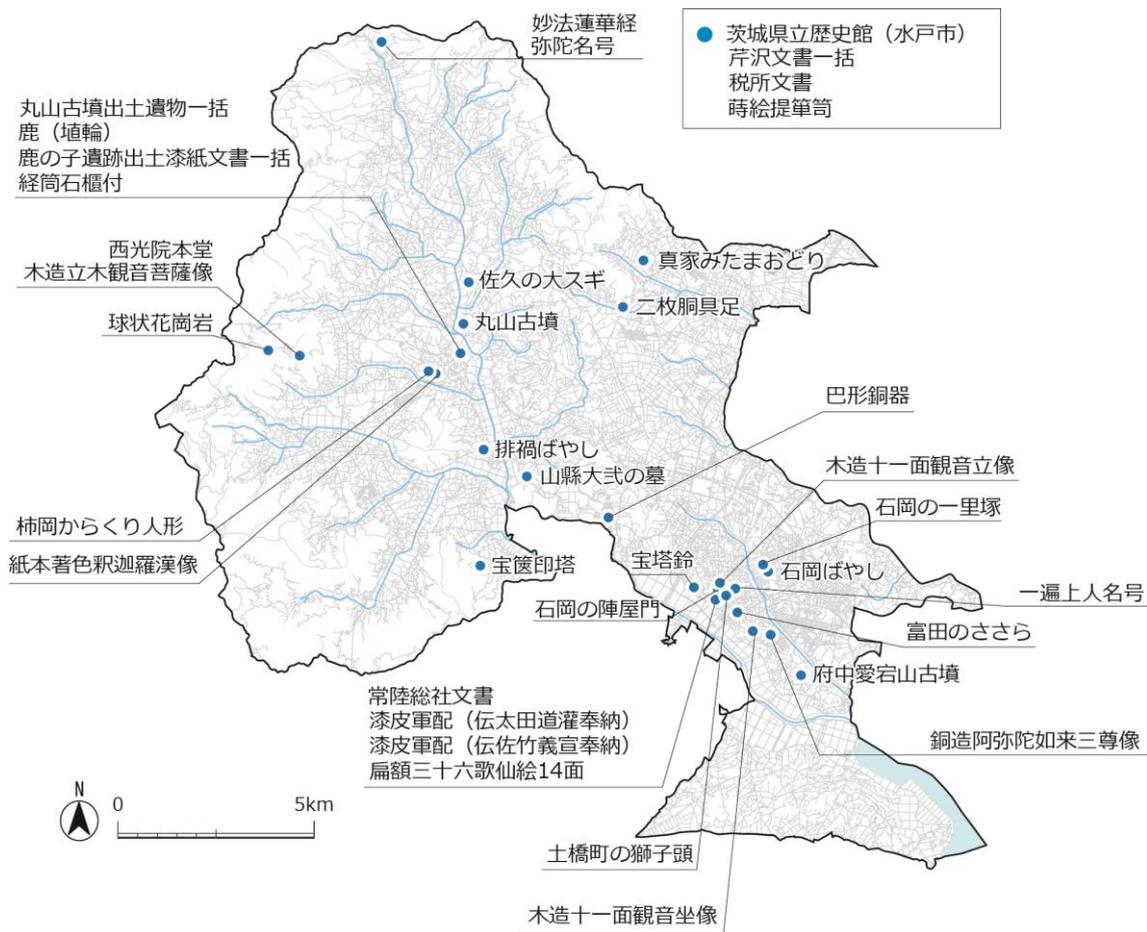


図 24 県指定文化財位置図

### （3） 市指定文化財

市指定文化財の種別を見ると、有形文化財が 52 件、民俗文化財が 12 件、記念物が 17 件となっています。

文化財の類型別に見ると、彫刻が 18 件指定されていて、その多くは信仰に関わるものです。作品の時代区分は中世が多く、戦乱期における本市の信仰のあり方や当時の様式を見ることができます。「木造十一面観音坐像」は、室町時代前半に院派系と呼ばれる流派の仏師によって製作されたと考えられるもので、佐竹氏との関連がうかがえる貴重な作品です。

「鉄造阿弥陀如来坐像」は、県内でも作例が少ない鉄仏で、当時の作例や技法を今に伝えていきます。「正法寺百観音像」は、数が揃う希少な百観音です。観音像の裏側には江戸の寄進者や先祖の戒名等が書かれていて、当時の信仰文化がわかるとともに、当時の江戸の商人を知るうえでも重要な文化財です。

史跡としては、恋瀬川流域の「佐自塚古墳」や「柿岡城址」、小桜川の左岸の台地に位置する「岩谷古墳」等が指定されています。

古文書については、江戸時代に府中の総町年寄を勤めた矢口家や旧関川村の文書群が残されていて、当時の町村行政を読み取ることができます。

石岡のおまつり関連の文化財では、「富田のささら（若獅子、女獅子、老獅子）」、「仲之内町の獅子頭」、「中町の山車人形」、「金丸町の山車人形」、「金丸町の山車」が有形の民俗文化財に、「常陸国総社宮祭礼の獅子・山車・ささら行事」が、無形の民俗文化財になっていて、その文化は人々の生活の中に溶け込んでいます。

柿岡のおまつり関連の文化財では、「柿岡館「獅子舞」」と「柿岡荒宿「ささら舞」」が無形の民俗文化財に指定されています。

歴史資料は、「大乘妙典日本廻国供養碑」の1件だけですが、元禄7（1694）年に奉納された石碑に日本地図が刻まれている、全国的にも珍しいものです。

天然記念物としては、イトヒバやゴヨウマツ等の樹木や姫春蟬が生息しています。地域住民による環境保全活動や行政による開発行為の規制によって生息環境が守られてきたことから、本市西部には貴重な自然が残されています。また、樹々の間から急坂を流れ落ちる名勝の「鳴滝」は茨城の滝百選にも選ばれ、隣接する鳴滝不動尊とともに地域住民の憩いの場となっています。

表 12 市指定文化財一覧

指定区分	指定文化財名	指定年月日	所在地	時代
有形文化財（建造物）	旧千手院山門	昭和 53（1978）年 9月 11日	府中五丁目	中世
有形文化財（建造物）	都々一坊扇歌堂	昭和 53（1978）年 9月 11日	府中五丁目	近世
有形文化財（建造物）	盛賢寺阿弥陀堂	昭和 53（1978）年 9月 11日	井関	近世
有形文化財（建造物）	若宮八幡神社本殿	平成 5（1993）年 3月 25日	若宮二丁目	近世
有形文化財（建造物）	高浜神社本殿・拝殿 （附絵馬・2面）	平成 12（2000）年 4月 12日	高浜	近世
有形文化財（建造物）	常陸国総社宮本殿	平成 17（2005）年 4月 14日	総社二丁目	近世
有形文化財（絵画）	釈迦涅槃図	昭和 43（1968）年 3月 15日	小幡	中世
有形文化財（絵画）	釈迦三尊十六善神	昭和 47（1972）年 11月 7日	太田	近世
有形文化財（絵画）	絹本著色両界曼荼羅図	平成 17（2005）年 9月 15日	府中二丁目	中世
有形文化財（絵画）	絹本著色釈迦涅槃図	平成 17（2005）年 9月 15日	府中二丁目	中世
有形文化財（絵画）	絹本着色両界曼荼羅	平成 28（2016）年 11月 16日	下林	中世

有形文化財（彫刻）	釈迦牟尼如来坐像	昭和43（1968）年 3月15日	真家	中世
有形文化財（彫刻）	薬師如来坐像	昭和43（1968）年 3月15日	菖蒲沢	近世
有形文化財（彫刻）	聖徳太子浮足の像	昭和47（1972）年 11月7日	柿岡	中世
有形文化財（彫刻）	仁王像	昭和47（1972）年 11月7日	菖蒲沢	近世
有形文化財（彫刻）	木造仁王像	昭和53（1978）年 9月11日	井関	近世
有形文化財（彫刻）	木造不動明王坐像	昭和53（1978）年 9月11日	石岡	近世
有形文化財（彫刻）	大黒天像	昭和55（1980）年 6月27日	国府五丁目	近世
有形文化財（彫刻）	風間阿弥陀	昭和55（1980）年 6月27日	総社一丁目	中世
有形文化財（彫刻）	常陸国総社宮隨身像 （左大臣・右大臣）	昭和60（1985）年 11月8日	総社二丁目	近世
有形文化財（彫刻）	聖徳太子像	平成4（1992）年 12月18日	上曾	近世
有形文化財（彫刻）	薬師如来座像	平成12（2000）年 3月29日	瓦谷	古代・近世
有形文化財（彫刻）	不動明王	平成12（2000）年 3月29日	柿岡	中世
有形文化財（彫刻）	鉄造阿弥陀如来坐像	平成17（2005）年 3月30日	東成井	中世
有形文化財（彫刻）	正法寺百観音像	平成17（2005）年 3月30日	大増	近世
有形文化財（彫刻）	木造阿弥陀如来及び 両脇侍立像	平成17（2005）年 9月15日	北根本	中世
有形文化財（彫刻）	木造不動明王及び 二童子立像	平成17（2005）年 9月15日	若宮二丁目	中世
有形文化財（彫刻）	木造阿弥陀如来坐像	平成17（2005）年 9月15日	若宮二丁目	中世・近世
有形文化財（彫刻）	木造十一面観音坐像	平成27（2015）年 11月18日	根小屋	中世
有形文化財（工芸品）	両界（部）曼荼羅	昭和47（1972）年 5月11日	半田	中世
有形文化財（工芸品）	筑波山碑	昭和47（1972）年 11月7日	小幡	近世

有形文化財（工芸品）	峰寺の梵鐘	昭和 51（1976）年 12月 14日	吉生	近世
有形文化財（工芸品）	矢口石見守の馬旗標	昭和 53（1978）年 8月 23日	国府三丁目	中世
有形文化財（工芸品）	鱗口	昭和 53（1978）年 9月 11日	国府五丁目	古代
有形文化財（工芸品）	あしを道道標	平成 12（2000）年 3月 29日	上曾	近世
有形文化財（工芸品）	兜塚古墳調査記念碑	平成 12（2000）年 3月 29日	瓦谷	近代
有形文化財（書跡・典籍）	後花園天皇宸筆	昭和 43（1968）年 3月 15日	小山田	中世
有形文化財（書跡・典籍）	吽俊和尚過去帳	昭和 43（1968）年 3月 15日	下林	近世
有形文化財（書跡・典籍）	弥陀名号	昭和 46（1971）年 11月 26日	半田	中世
有形文化財（書跡・典籍）	隠元禅師の書	昭和 47（1972）年 11月 7日	柿岡	近世
有形文化財（古文書）	府中雜記	昭和 53（1978）年 8月 23日	国府三丁目	近世
有形文化財（古文書）	関川文書一括	昭和 53（1978）年 8月 23日	若宮一丁目	近世
有形文化財（古文書）	常陸府中矢口平右衛門家 文書一括	平成 2（1990）年 2月 14日	国府三丁目	中世～近 代
有形文化財（考古資料）	常陸国分僧寺跡出土古瓦	昭和 53（1978）年 8月 23日	総社一丁目	古代
有形文化財（考古資料）	常陸国分尼寺跡出土古瓦	昭和 53（1978）年 8月 23日	総社一丁目	古代
有形文化財（考古資料）	常陸国分尼寺跡出土墨書土器	昭和 53（1978）年 8月 23日	染谷	古代
有形文化財（考古資料）	舟塚山古墳群 17号墳出土 短甲・盾・直刀	昭和 53（1978）年 8月 23日	染谷	古代
有形文化財（考古資料）	茨城廃寺礎石 1号・2号・3号・4号	昭和 55（1980）年 6月 27日	国府五丁目	古代
有形文化財（考古資料）	茨城廃寺礎石 5号	昭和 55（1980）年 6月 27日	貝地二丁目	古代
有形文化財（考古資料）	茨城廃寺礎石 6号	昭和 55（1980）年 6月 27日	国府六丁目	古代
有形文化財（考古資料）	茨城廃寺礎石 7号	昭和 60（1985）年 11月 8日	国府六丁目	古代

有形文化財（歴史資料）	大乘妙典日本廻国供養碑 （日本地図線刻入）	昭和 58（1983）年 7月 28日	染谷	近世
民俗文化財（有形）	富田のささら （若獅子・女獅子・老獅子）	昭和 56（1981）年 11月 25日	国府	近世
民俗文化財（有形）	染谷十二座神楽 （猿田彦の面外 26）	昭和 56（1981）年 11月 25日	染谷	近世
民俗文化財（有形）	仲之内町の獅子頭	平成 5（1993）年 3月 25日	府中一丁目	近代
民俗文化財（有形）	中町の山車人形「日本武尊」 1 体	平成 16（2004）年 3月 25日	国府三丁目	近代
民俗文化財（有形）	金丸町の山車人形 「辨財天」1 体 （附金丸町の山車飾り一式）	平成 16（2004）年 3月 25日	国府二丁目	近代
民俗文化財（有形）	金丸町の山車	平成 16（2004）年 3月 25日	総社一丁目	近代
民俗文化財（無形）	太々神楽（十二面神楽）	昭和 46（1971）年 11月 26日	柿岡	中世
民俗文化財（無形）	根小屋代々十二神楽	昭和 47（1972）年 12月 22日	根小屋	中世
民俗文化財（無形）	柿岡荒宿「ささら舞」	平成 8（1996）年 3月 31日	柿岡	近世
民俗文化財（無形）	柿岡館「獅子舞」	平成 8（1996）年 3月 31日	柿岡	近世
民俗文化財（無形）	代田の大人形 （通称：ダイダラボッチ）	平成 16（2004）年 3月 25日	井関	近世
民俗文化財（無形）	常陸国総社宮祭礼の 獅子・山車・ささら行事	令和 3（2021）年 10月 20日	総社 2 丁目	近世
記念物（遺跡）	佐自塚古墳	昭和 43（1968）年 3月 15日	佐久	古代
記念物（遺跡）	柿岡城址	昭和 47（1972）年 4月 19日	柿岡	中世
記念物（遺跡）	片野城址	昭和 47（1972）年 4月 19日	根小屋	中世
記念物（遺跡）	府中城の土塁	昭和 53（1978）年 8月 23日	総社一丁目	中世
記念物（遺跡）	常陸大掾氏墓所	昭和 53（1978）年 8月 23日	国府五丁目	中世
記念物（遺跡）	常陸府中藩主松平家墓所	昭和 53（1978）年 8月 23日	府中二丁目	近世
記念物（遺跡）	旧光安寺「虚無僧」の墓碑	平成 7（1995）年 12月 1日	根小屋	近世

記念物（遺跡）	岩谷古墳	平成 12（2000）年 3月 29日	青田	古代
記念物（遺跡）	茨城廃寺跡	平成 24（2012）年 3月 21日	貝地二丁目	古代
記念物（遺跡）	鹿の子大塚山古墳	平成 29（2017）年 4月 19日	鹿の子三丁目	古代
記念物（名勝地）	大覚寺庭園	昭和 43（1968）年 3月 15日	大増	
記念物（名勝地）	鳴滝	平成 12（2000）年 3月 29日	瓦谷	
記念物（名勝地）	姫春蟬の生息地	昭和 51（1976）年 12月 14日	菫蒲沢	
記念物（名勝地）	姫春蟬の生息地	昭和 51（1976）年 12月 14日	小山田	
記念物 （動物、植物、地質鉱物）	須釜のイトヒバ	昭和 47（1972）年 11月 7日	須釜	
記念物 （動物、植物、地質鉱物）	中山のゴヨウマツ	昭和 47（1972）年 11月 7日	小幡	
記念物 （動物、植物、地質鉱物）	上青柳の大ヤマザクラ	平成 4（1992）年 12月 18日	上青柳	



都々一坊扇歌堂



中山のゴヨウマツ

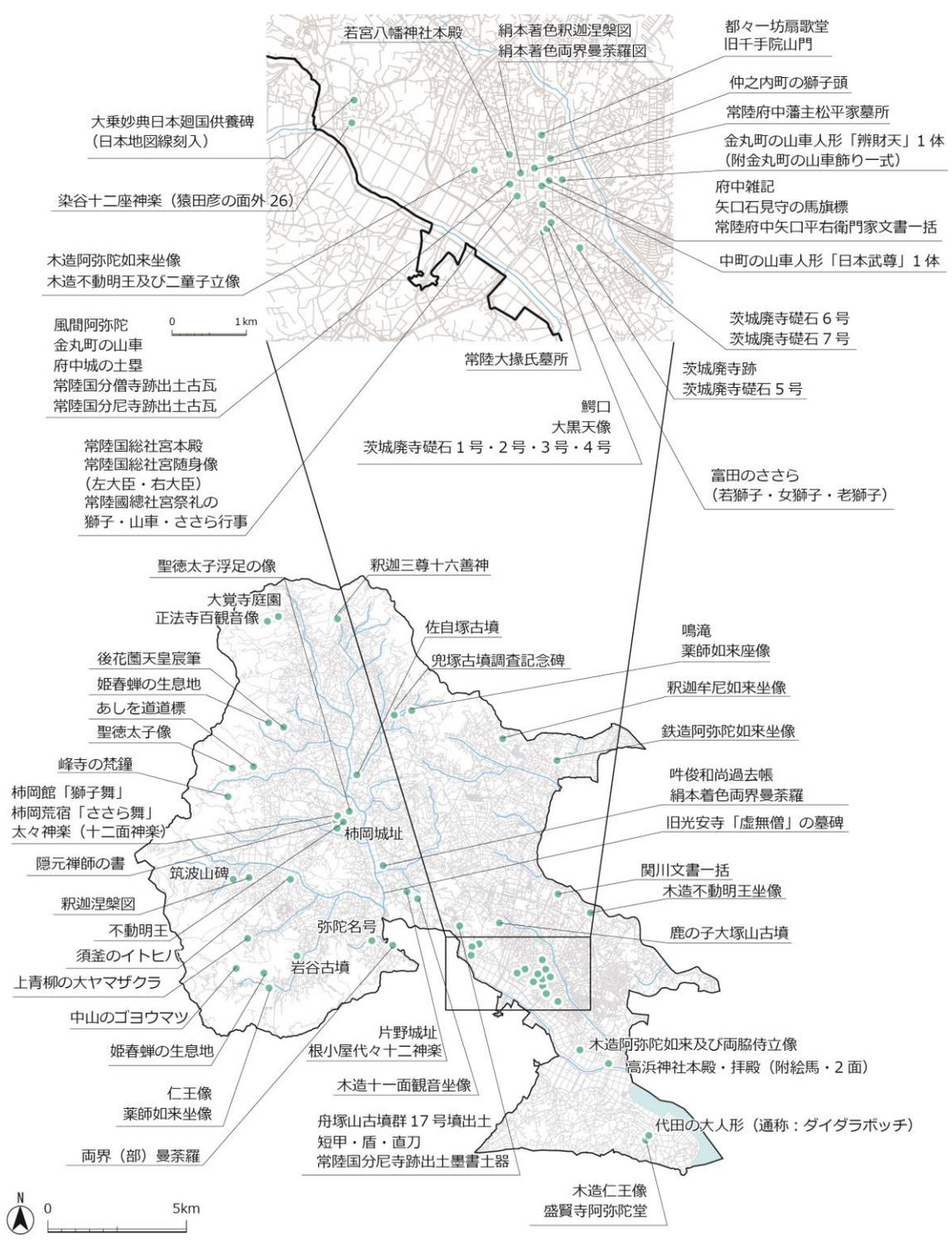


図 25 市指定文化財位置図

#### (4) 国登録有形文化財

登録有形文化財の建造物とは、建築後 50 年が経過した歴史的建造物のうち、一定の評価を得たものが登録されるものです。

本市の国登録有形文化財には、茅葺き民家や看板建築、商家建築といった往時を偲ばせる古い建物が 19 件登録されていて、現在も店舗や住宅として利用されていることが特徴です。看板建築は主に昭和 4（1929）年の大火前後に建てられ、昭和初期から戦後にかけて栄えた石岡市街地の国府地区と府中地区に位置しています。茅葺き民家は江戸時代から明治時代中期にかけて建てられたもので、本市西側の有明地区や八郷南地区を中心に点在しています。

国府地区の府中菅株式会社は安政元（1854）年に創業しました。現在も主屋、長屋門、文庫蔵、穀蔵、仕込蔵、釜場、春屋の建物一式が残り、現役の酒蔵として製造が行われています。

表 13 国登録有形文化財一覧

名称	登録年月日	所在地	備考
きそば東京庵店舗兼住宅	平成 15（2003）年 7 月 1 日	国府 3 丁目	
福島屋砂糖店店舗兼住宅	平成 15（2003）年 7 月 1 日	国府 3 丁目	
丁子屋店舗兼住宅	平成 15（2003）年 7 月 1 日	国府 3 丁目	
森戸文四郎商店店舗兼住宅	平成 15（2003）年 9 月 19 日	国府 3 丁目	看板建築
大和田家貸店舗（喫茶店四季）	平成 15（2003）年 9 月 19 日	国府 3 丁目	看板建築
十七屋履物店店舗兼住宅	平成 15（2003）年 9 月 19 日	国府 3 丁目	看板建築
平松理容店店舗兼住宅	平成 16（2004）年 7 月 23 日	府中 2 丁目	看板建築
久松商店店舗兼住宅	平成 16（2004）年 7 月 23 日	国府 3 丁目	看板建築
府中菅主屋	平成 16（2004）年 7 月 23 日	国府 5 丁目	
府中菅長屋門	平成 16（2004）年 7 月 23 日	国府 5 丁目	
府中菅文庫蔵	平成 16（2004）年 7 月 23 日	国府 5 丁目	
府中菅穀蔵	平成 16（2004）年 7 月 23 日	国府 5 丁目	
すがや化粧品店店舗兼住宅	平成 17（2005）年 11 月 10 日	国府 3 丁目	看板建築
府中菅仕込蔵	平成 17（2005）年 11 月 10 日	国府 5 丁目	
府中菅釜場	平成 17（2005）年 11 月 10 日	国府 5 丁目	
府中菅春屋	平成 17（2005）年 11 月 10 日	国府 5 丁目	
大場家住宅主屋	平成 17（2005）年 12 月 26 日	佐久	茅葺き民家
栗山呉服店店舗兼住宅	平成 18（2006）年 3 月 2 日	国府 3 丁目	
坂入家住宅主屋	平成 22（2010）年 4 月 28 日	辻	茅葺き民家

## 第2節 埋蔵文化財包蔵地の状況

本市は、同じ場所に文化財が積み重なって形成された、歴史的な重層都市であることが大きな特徴です。埋蔵文化財包蔵地は、令和5（2023）年6月現在で404か所確認されています。本市で多く見られる遺跡の内訳としては、遺物包含地が181件と最も多く、次いで古墳群が47件、古墳が36件、集落跡が35件、城館が27件となっています。うち、奈良・平安時代（古代）が一番多く、常陸国府が設置されていた時代であり、瓦塚窯跡等の国府の関連遺跡が含まれています。

表14 種類別埋蔵文化財包蔵地一覧

遺物包含地	土塁	要害	塚群	古墳群	古墳	塚	集落跡	防空壕	掩蔽壕群	掩蔽壕	国衙跡	城跡	郡衙跡	貝塚	瓦窯	城館跡
181	6	2	17	47	36	23	35	1	1	1	1	3	1	2	1	27

窯跡	寺院跡	交通遺跡	その他	その他（火葬墓）	その他（経塚）	その他（古墳）	その他（祭祀遺跡）	その他（銭貨出土地）
2	5	1	1	2	1	1	3	1

その他（境界塚）	その他（生産遺跡）
1	1

表15 時代別埋蔵文化財包蔵地一覧

旧石器	縄文	弥生	古墳	奈良・平安	中世	近世
6	143	41	162	180	98	94

※複合遺跡の時代区分が重複するため、遺跡数は404を上回る。

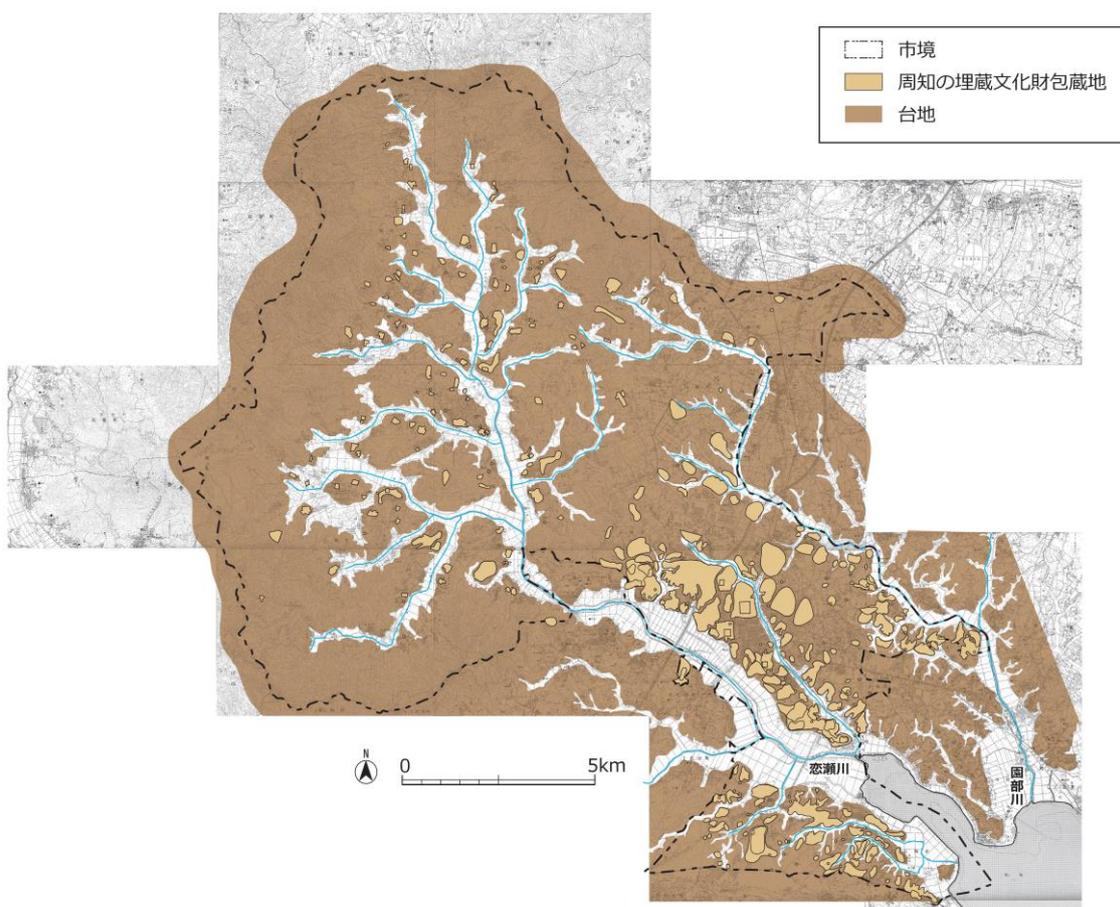


図 26 周知の埋蔵文化財包蔵地図

### 第 3 節 独自の基準に基づいて選定された文化財の概要

#### (1) 景観重要建造物

景観重要建造物とは、景観法に基づき、地域の自然、歴史等から見て特徴的な外観を有する景観上重要な建造物を市長が指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るものです。本市では、12 件の建造物が指定されています。

表 16 景観重要建造物一覧

建造物名	指定年月日	所在地	備考
大場家住宅主屋	平成 30 (2018) 年 12 月 26 日	佐久	茅葺き民家 登録文化財
三輪晃土邸	平成 30 (2018) 年 12 月 26 日	鯨岡	茅葺き民家
坂入家住宅主屋	令和 2 (2020) 年 3 月 26 日	辻	茅葺き民家 登録文化財
保科邸長屋門	令和 2 (2020) 年 3 月 26 日	中戸	茅葺き民家
岡本家住宅	令和 3 (2021) 年 1 月 29 日	大增	茅葺き民家

平松理容店店舗兼住宅	令和3(2021)年1月29日	府中二丁目	看板建築 登録文化財
鴻巣邸長屋門	令和3(2021)年7月16日	小野越	茅葺き民家
八郷・かや屋根みんなの家	令和3(2021)年7月16日	小見	茅葺き民家
木崎邸	令和4(2022)年3月30日	上青柳	茅葺き民家
岡野邸長屋門	令和4(2022)年11月17日	吉生	茅葺き民家
新田家住宅主屋	令和4(2022)年11月17日	真家	茅葺き民家
川島家住宅	令和5(2023)年3月31日	東田中	茅葺き民家

## (2) 重要里地里山

「生物多様性保全上重要な里地里山(略称「重要里地里山」)」は、環境省が様々な命を育む豊かな里地里山を次世代に残していくべき自然環境の一つであると位置付け、全国から500か所を選定したものです。本市では「八郷地区」が、茅葺き民家が点在し、田んぼや屋敷林、雑木林が残り、谷津田や水辺環境が良好に保全され、希少種の生息が確認されていること等から選定されています。

## (3) にほんの里100選

「にほんの里100選」は、朝日新聞社と森林文化協会が主催する事業です。「景観」、「生物多様性」、「人の営み」の3要素を選定基準に、映画監督の山田洋次氏を委員長とする選定委員会が人々の暮らしによって育まれてきた、すこやかで美しい里を100か所選定しました。本市では約70軒の茅葺き民家が点在し、のどかな里山風景が広がる「八郷地区」がにほんの里100選に選定されています。

## 第4節 未指定文化財の概要と特徴

指定文化財や独自の制度に基づく文化財のほかに、本市ならではの歴史文化を持つ未指定文化財があります。そこで、本市では既存の文献資料を中心に未指定文化財の把握を行い、令和5(2023)年6月現在で7,510件の未指定文化財が残存していることを確認しました。その内訳は以下の表17のとおりです。有形文化財のうち、彫刻が最も多く2,114件、次いで民俗文化財のうち、有形の民俗文化財を1,707件把握しています。

### (1) 有形文化財

過去に大学と協働して調査を実施したことから、石岡地域の市街地と八郷地域全域の建造物を把握しています。建造物は、石岡地域では町家が、八郷地域では農家が多いという特徴があります。平成12(2000)年度～16(2004)年度にかけて実施した把握調査により、社寺等所蔵の美術工芸品も把握しています。彫刻では、仏像のほかに、民間信仰、当時の人々の様子をうかがうことができる馬頭観音、庚申塔等の石造物があり、国府地区や城南地区で

多く確認されています。絵画では、高僧を描いたものや曼荼羅等の仏画が確認されています。

茅葺き民家については、八郷地域では約7割が茅葺きだった時代もありましたが、次第にその数は減少していき、平成30(2018)年度時点で95棟(トタン被せ含む)となっています。

## (2) 民俗文化財

有形の民俗文化財は、人々が生活で使用してきた衣食等の生活に関わる身近な道具や、年中行事や生業にかかわる道具等について把握しています。

無形の民俗文化財としては、地域で受け継がれてきた民謡や講等を把握しています。年中行事、祭りでは、地域特性が表れた本市固有の個性ある行事が記録に残されています。諸職には本市の特産品の一つである杉線香が含まれており、自然と生業の関わりが示されています。

## (3) 記念物

街道や河岸跡、古墳、神社、寺院等の遺跡を確認しています。そのほかには、本市の豊かな自然を感じることでできる滝、山並み、清冽な湧き水等を確認しています。動物、植物、地質鉱物には、本市の生い立ちを追うことでできる長い時間をかけて形成された巨石、巨木、海食崖、花崗岩・変成岩等の変化にとんだ岩石を確認しています。

## (4) 文化的景観

雑木林や茅葺き民家等の農業により維持された里山景観、本市の生活や生業と深く結びついている八郷の棚田や中山の茶畑、嘉永3(1850)年の大火後に植えられたと伝わる火元からの飛び火を防ぐ大増のイグネの景観等があります。

## (5) 埋蔵文化財

404か所の埋蔵文化財包蔵地を確認しています。古墳や塚等は、包蔵地では古墳群、塚群等と一括して登録されていることから、埋蔵文化財の件数としては777件となります。古墳が突出して多く、その数は300以上あります。地区別に見ると、城南地区が最も多く、213件を確認しています。

## (6) 地域の文化財

地域の文化財として、現在にまで引き継がれてきた伝説・昔話が挙げられます。市内の各地に残る様々な伝説・昔話は地域から生み出され、人々によって伝えられてきました。

表 17 地域別未指定文化財一覧表

種類	石岡地域					八郷地域					茨城県立歴史館	全域	その他	合計	
	国府	城南	石岡	府中	その他	園部	柿岡	八郷南	有明	その他					
有形文化財	建造物	435	2	1	62	1	73	164	167	127	0	0	0	0	1,032
	美術工芸品	絵画	41	14	0	1	0	13	21	3	79	0	0	0	172
		彫刻	512	506	126	145	1	127	251	201	235	2	0	8	2,114
		工芸品	14	14	0	0	0	7	13	2	16	0	0	0	66
		書跡・典籍	5	0	0	0	0	2	5	0	1	0	0	0	13
		古文書	6	8	2	0	74	1	19	18	9	14	5	1	157
		考古資料	46	131	48	45	46	1	86	12	6	0	0	4	425
		歴史資料	0	0	0	0	0	2	2	2	1	0	0	0	7
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	4	1	10	600	33	177	97	159	220	0	10	396	1,707
	無形の民俗文化財	35	40	5	31	40	17	42	24	24	95	0	4	0	357
記念物	遺跡	46	52	13	18	3	11	59	40	34	1	0	0	1	278
	名勝地	2	4	0	1	2	0	4	8	8	1	0	0	0	30
	動物・植物・地質 鉱物	35	55	2	27	0	6	71	49	36	2	0	0	0	283
文化的景観	1	1	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	6	
埋蔵文化財	123	213	126	61	0	29	105	60	60	0	0	0	0	777	
地域の文化財	14	13	7	23	0	0	12	10	5	2	0	0	0	86	
合計	1,315	1,057	331	424	767	322	1,031	696	801	337	5	14	410	7,510	

## 第3章 石岡市の歴史文化の特徴

第1章並びに第2章を整理すると、以下のような四つの歴史文化の特徴を見いだすことができます。

### 1. 常陸の中心

市内には404か所もの埋蔵文化財包蔵地が存在し、有史以前からの人々の営みが見られます。特に古墳時代には、柿岡地区に丸山古墳や佐自塚古墳等の前方後方墳・前方後円墳が、城南地区に東日本第2位の規模を誇る舟塚山古墳や府中愛宕山古墳等の前方後円墳が築造されます。古代になると常陸国の国府が置かれ、国分寺、国分尼寺が建立されます。また、茨城郡の役所も置かれ、その寺院である茨城廃寺跡も存在しています。それに加え、国府や国分寺に供給する瓦を生産した瓦塚窯跡や、鉄製品を生産した鹿の子遺跡といった国府に関連する遺跡も存在しています。

中世になると国府の地は「府中」と呼ばれました。源頼朝に常陸平氏惣領の地位を認められ、常陸大掾職に任じられた馬場資幹及びその子孫が大掾氏を称し、在庁官人と結びついて府中を治めることとなります。本市内には居城である府中城跡や墓所、ゆかりの寺院等が存在しています。しかし、大掾氏は戦国末期に佐竹氏により滅ぼされてしまいます。

このように本市は、古代から中世にかけて常陸国の中心であった地域であり、その成立から繁栄、衰退までが凝縮された地域となっています。

### 2. 県下有数の商都

戦国時代の動乱で焼かれた府中は、新たに支配者となった佐竹氏によって近世の町へと姿を変えました。現在の中心市街地の区画は佐竹氏の町立てを受け継いだものです。

府中の町の性格を決定づける要因には、江戸と水戸を結び「水戸街道」の経路変更により「府中宿」となったことと、恋瀬川・霞ヶ浦水運のジャンクションである「高浜河岸」の存在があげられます。水陸の道が交わることで物と人が集まり、それによって醸造業や穀物商を中心とした商業活動が活発に行われ、府中宿は商人の町として発展しました。かつての水戸街道を伝えるものとして石岡の一里塚が残り、また、高浜河岸の繁栄の様子は市内各地に残る古文書や高浜神社の絵馬に見ることができます。

近代になると、成長し力をつけた商人たちは公共インフラや鉄道事業、農地拡大等多様な分野でまちづくりをけん引し、その痕跡は八木の干拓等本市内の各地に現在も残ります。また、旧水戸街道を中心に看板建築等の商家建築が多く残る街並みは商業都市としての歴史文化を伝える特徴的な景観であり、近世から近代にかけての本市の特徴の一端を顕著に表しています。

### 3. 重なり広がる多様な祭り・信仰

本市には多くの寺社や石造物、まつりや行事が今も各地に残っていて、それらは文化や信仰を背景としています。こうした文化や信仰は政治や支配体制により変化しながら、地域に広まり根付いていきました。

古代には、仏教政策により国分寺・尼寺等の建立が促進されます。本市においても常陸国の国分寺跡、国分尼寺跡、茨城廃寺跡にそれを見ることができ、仏教が広まるきっかけとなりました。また、法相宗の高僧、徳一ゆかりの西光院をはじめとした山岳寺院等も存在し、古くからの筑波山・加波山への信仰を物語っています。南都六宗や天台・真言宗についても、三村山に極楽寺を建てたといわれる律宗の忍性の活動が確認でき、筑波山系と密接に結びつく本市に影響を与えました。

一方で、古代の神祇信仰の一端も見ることができます。国府に着任した国司の職務として、国内の大社を順次参拝する習わしがあり、本市内にはこれを起源とするといわれる高浜神社や常陸国総社宮、青屋神社が残っています。

近世には、府中の町の商人たちの経済的發展を背景として、祭礼が華やかなものになっていきました。「石岡のおまつり」として親しまれている常陸国総社宮例大祭は、山車や獅子等の祭礼行事の規模も大きく本市を代表する祭りとなっていますが、そのルーツは近世府中の祇園祭に遡るものです。

時には支配層による権威の誇示や政治支配のためだった宗教が、力をつけた町人による信仰になる等、担い手によって様々な様子を見せます。こうした主体の違いによる宗教や信仰が建造物やまつり、年中行事に現れ、それらが文化として積み重なり、今なお各地で受け継がれています。

### 4. 里山と生きる、水と生きる

本市は、北部から西部にかけての筑波山地、市街地中心の石岡台地、南東部の霞ヶ浦とそこに注ぎ込む恋瀬川・園部川と多様な地理的環境を有しています。こうした環境は、原始から人々の暮らしに大きな影響をもたらしました。

北部から西部にかけての筑波山地では、球状花崗岩に代表される石資源が人々に恵みをもたらしているほか、姫春蟬の生息地等豊かな自然が現在まで受け継がれています。また、棚田や茅葺き民家等日本の原風景を残しているのも特徴の一つです。

南部では、地蔵窪貝塚等の貝塚群が水と共生してきた人々の姿を現在に伝えている一方で、近代には八木干拓事業等、時として苦難の歴史をもたらす要因にもなりました。

このように本市は、多様な地理環境に支えられた地域であり、その環境と共生してきた様々な文化が凝縮された地域となっています。